

令和5年度 第1回酒田市障がい者施策推進協議会並びに

酒田市障がい者地域自立支援協議会 次 第

日 時：令和5年8月28日（月）15:00～

場 所：酒田市役所3階 第一委員会室

1 開 会

2 会長あいさつ

3 健康福祉部長あいさつ

4 協 議

(1) 第5期酒田市障がい者福祉計画の進捗状況について ……3

(2) 第6期酒田市障がい福祉計画・

第2期酒田市障がい児福祉計画の実績について …… 19

(3) 第7期酒田市障がい福祉計画・

第3期酒田市障がい児福祉計画の策定について …… 33

(4) 基幹相談支援センターの設置及び地域生活支援拠点等

の整備について …… 54

(5) 障がい者の就労状況について …… 60

(6) あおぞら、かでの支援状況について …… 61

(7) その他（情報交換）

5 そ の 他

6 閉 会

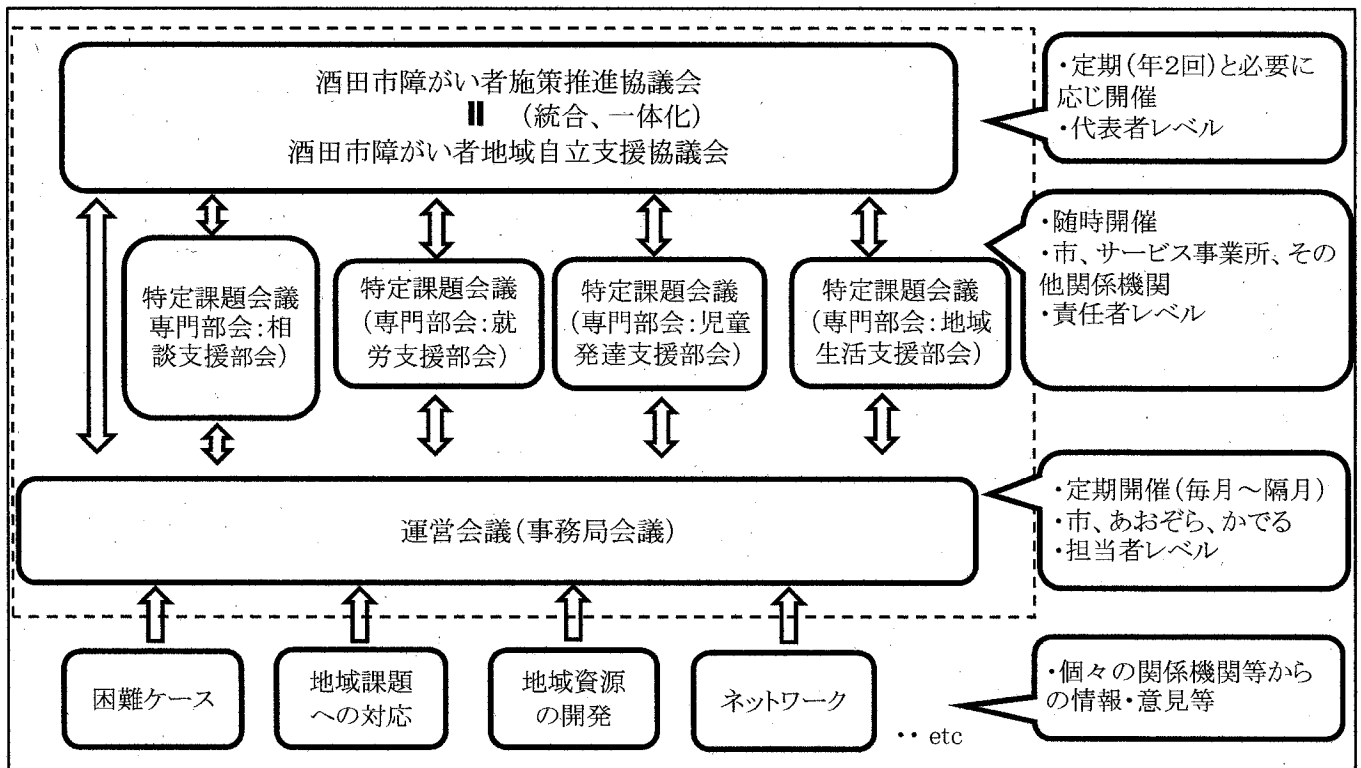
酒田市障がい者施策推進協議会・酒田市障がい者地域自立支援協議会 について

1 酒田市障がい者施策推進協議会と酒田市障がい者地域自立支援協議会

名 称	酒田市障がい者施策推進協議会	酒田市障がい者地域自立支援協議会
根拠法令	障害者基本法第36条第4項 酒田市障がい者施策推進協議会条例	障害者総合支援法第89条の3第1項 酒田市障がい者地域自立支援協議会設置要綱
委員数	15名以内	15名以内
開催回数	年2回（条例上規定はないが、これまで定期的に年2回開催）	年2回（要綱上規定はないが、これまで定期的に年2回開催）
任期	2年（ただし、補欠による委員の任期は、前任者の残任期間）	2年（ただし、補欠による委員の任期は、前任者の残任期間）
協議内容	<ul style="list-style-type: none"> 酒田市障がい者福祉計画についての審議 〔障がい者のための施策に関する基本的な事項を定める基本計画です。〕 障がい者に関する施策の総合的かつ計画的な推進について必要な事項を調査審議 障がい者に関する施策の推進について必要な関係行政機関相互の連絡調整を要する事項を調査審議 	<ul style="list-style-type: none"> 酒田市障がい福祉計画についての審議 〔各年度における障がい福祉サービスの量と供給体制を確保するための計画です。〕 相談支援事業の実施に関すること 相談支援に係る困難事例への対応の在り方に関すること 障がい者の自立支援に係る地域の社会資源の開発、改善等に関すること 障がい福祉に関する連携及び支援の体制の構築に関し必要な事項
事務局	福祉企画課	福祉企画課、市指定相談支援事業所（あおぞら） 庄内障がい者就業・生活支援センター（かでる）

※「酒田市障がい者施策推進協議会」で全般的な障がい者福祉計画の検討を行い、「酒田市障がい者地域自立支援協議会」で、より具体的な事業等について検討することから、両協議会を一体化して行います。

2 組織体系イメージ



第5期酒田市障がい者福祉計画進捗状況調査票 (R 4)

基本理念 障がいのあるなしに関わらず誰もが安心して自分らしく生活できる地域社会の実現

基本目標	重点目標	現状と課題(計画策定時)	主要な施策(計画策定時)	担当課	進捗状況(具体的実施内容)	課題及び今後の方向性
1 支え合う地域生活の推進	(1) 障がい者への理解の促進	障がいのあるなしに関わらず誰もが安心して自分らしく生活できる地域社会を実現するためには、市民一人ひとりの障がい及び障がい者に対する正しい理解が不可欠です。このため、各種媒体を活用した広報活動は重要であり、また、地域生活への移行を促進するために、地域住民と障がい者との交流を通じて障がい及び障がい者への理解を積極的に推進していく必要があります。	○障がい及び障がい者への理解の促進 「障がいのある人もない人も共に生きられるまちづくり条例」の理念に基づき、障がい者が地域で共に暮らせる社会の実現に向け、学校・職場、外出先やスポーツ・文化活動などに対する市民の理解を促進するため、市広報、ホームページ、あらゆる講座、市民向けの研修会の実施など、あらゆる機会をとらえ、広報活動を積極的に実施します。 障がいのある人などが、援助や配慮の必要な時に、周囲の方に支援を必要としていることを周知させ、援助や配慮を得やすくなることを目的とした「ヘルプマーク」「ヘルプママーク」の普及を図ります。	福祉企画課	【障がい福祉係】 市広報「私の街さかた(4/1号)」へ各種障がい福祉制度や支援内容等を掲載している。また、ホームページ上でも各種障がい福祉サービスについての紹介を行っている。令和4年度の出前講座については、「共生社会」に向けてをテーマに2回、「手話学ぼう」をテーマに1回、計3回実施している。「ヘルプマーク」「ヘルプカード」を申請者に配布し、「ヘルプカード」については、障害者手帳新製取得者にも配布している。	【障がい福祉係】 市民の方々から「障がい」について理解を深める機会を拡充に努めていく必要がある。今後、令和2年に施行した障がいのある人もない人も共に生きられるまちづくり条例の理念に基づき、市広報・ホームページ・出前講座なども活用するなど、より多くの市民の方の障がい及び障がい者についての理解促進に努める。
		本市では、障がい者への偏見をなくし、市民の関心と理解を深めるために、市広報やホームページなどを活用し、「障害者週間(毎年12月3日から9日まで1週間)」や「障害者雇用支援月間(毎年9月)」などに合わせての周知活動に取り組んでいます。	○「障害者週間」の周知 「障害者週間」では、市広報等により障がい及び障がい者についての市民の関心と理解を深めるとともに、各種障がい者福祉制度についての周知も引き続き実施します。	福祉企画課	【障がい福祉係】 1,2月の「障がい者週間」にあわせて「12/1号」に障がいについての各種相談窓口の紹介や啓発活動を行い障がい者についての市民理解が深まるよう努めた。「障がい者週間」にあわせて障がい者バザーを市役所1階フリースペースで開催している。	【障がい福祉係】 市広報、ホームページ等を活用し、地域障がい者の活動、支援組織についての情報提供の充実を努める。 地域で障がい者の自立した生活を支援するため、福祉サービス等の制度を周知するため、医療機関・福祉事業所の連携し、市民への周知を図る。
		学校教育では、特別支援学級と通常学級の児童生徒による日常的な交流を通して、相互理解が図られ、「障がい福祉」に関する内容を教員、車椅子体験やボラ活動等が行われています。	○障がい者福祉に関する教育の推進 学校における障がい者福祉教育については、特別支援学級と通常学級の交流などによって相互理解を図るとともに、触れ合いや体験を通して福祉教育を充実させることにより、障がい者理解や共に生きる社会を醸成を図っています。	学校教育課	【学校教育係】 小学校の4校を除いた全小中学校に特別支援学級が設置され、特別支援学級児童生徒との日常的な交流を通して、相互理解が図られている。道徳、総合的な学習の時間で「障がい福祉」に関する内容を扱い、車椅子体験やボラ活動等が行われている。また、中学校区や県立酒田特別支援学校と西草瀬小学校との学校間交流などの取り組みが行われている。	【学校教育係】 継続して道徳教育の充実と「公益の心」の涵養を通して、触れ合いや体験を通して障がい者理解や共に生きる社会を醸成していく。 特別支援教育の一層の理解と充実を目指すため、特別支援教育の理解と充実を目的とした研修会を行う。

基本目標	重点目標 (3) 相談支援の充実、情報(アクセシビリティ)の向上	現状と課題(計画策定時)	主要な施策(計画策定時)	担当課 福祉企画課	進捗状況(具体的実施内容)	課題及び今後の方向性
	<p>本市では、市相談支援事業を指定相談支援事業所「あおぞら」に委託し、連携して障がい者の相談対応に当たってまいりました。</p> <p>障がい福祉サービスを利用する場合は、障がい児支援利用計画(障がい児通所支援)の場合は、障がい児支援利用計画(障がい児通所支援)の作成及びモニタリング(計画作成後、申請者の居宅等を定期的に訪問)を行います。</p> <p>指定相談支援事業所と連携した相談支援を行っています。</p> <p>また、地域に障がい者相談員を配置し、障がい当事者による各種相談業務も行っています。</p> <p>市障がい相談支援をさらに充実していくためには、関係機関が一層連携していく必要があります。</p>	<p>○相談支援の充実</p> <p>市相談支援事業実施委託先である指定相談支援事業所「あおぞら」と連携し、総合的な相談支援の充実を図ります。</p> <p>指定相談支援事業所が複数開設されていることや、市直営の相談支援事業所はまなしが設置とされ、関係各機関と情報共有をしながら連携を強めている。また、自立支援協議会の専門部会として、相談支援部会を設置し、管内の相談支援専門員相談員の資質向上に努めている。</p> <p>相談支援部会 年4回実施 令和4年度、相談支44援事業所への実地指導を行った。2事業所 基幹相談支援センターを市直営で令和6年4月開設に向けて検討を行った。</p>	<p>○情報の利用しやすさ(アクセシビリティ)の向上</p> <p>各種制度を紹介した「ほほえみの街」や、誰しもが容易に情報入手できるよう、アクセシビリティに配慮したホームページの作成に努めています。</p> <p>視覚障がい者への情報提供としての、音声・点字による広報の発行は継続するとともに、必要に応じて音声コードによる情報提供をすることができ、きめ細かい支援を行っています。</p> <p>また、聴覚障がい者のコミュニケーション手段の確保のために、傍聴席の養成・派遣及び要約筆記筆奉仕員の派遣を継続するとともに、手話教室を開講し、手話筆奉仕員の養成と聴覚障がいに関する理解と知識の普及に努めています。</p>	<p>市長公室 議会事務局 福祉企画課</p>	<p>【障がい福祉係】 酒田市障がい者地域自立支援協議会を設けたことにより、指定相談支援事業所(あおぞら)もその事務局の一翼を担い、関係各機関と情報共有をしながら連携を強めている。また、自立支援協議会の専門部会として、相談支援部会を設置し、管内の相談支援専門員相談員の資質向上に努めている。</p> <p>相談支援部会 年4回実施 令和4年度、相談支44援事業所への実地指導を行った。2事業所 基幹相談支援センターを市直営で令和6年4月開設に向けて検討を行った。</p>	<p>【障がい福祉係】 地域自立支援協議会において、個別の困難ケースについても地域の課題として位置づけ、地域自立支援協議会の中で、解決に向けて関係機関との連携を強めていく必要がある。また、緊急時の相談支援体制を構築するうえでも、地域生活支援センターの設置を進めていく。</p>
	<p>なお、市広報やホームページではスピーカーから音が出ない、各種障がい者福祉制度を紹介した「ほほえみの街」や、誰しもが容易に情報入手できるよう、アクセシビリティに配慮したホームページの作成に努めています。</p> <p>また、本市の議会ではスピーカーから音が出ない、傍聴席に磁気誘導機を使用することや、対応型の補聴器や貸出用受信機を使用することや、情報提供の充実とともに、情報(アクセシビリティ)に配慮していただくことが大切です。</p>	<p>【市長公室】 市広報やCD等による市広報、点字による市広報を実施しており、平成27年度からアクセシビリティFIMでのインターネットサイトを開始。 平成28年10月に、市ホームページを全面改修。総務課が定めるウェブアクセシビリティ適合レベルA.A.準拠を目標に、ページ公開前に担当者で最終確認を行うなどしている。</p> <p>令和4年度にホームページ改修にて、ウェブアクセシビリティと具体的な配慮の方法について周知を図った。 ホームページ上の音声読み上げ・文字の拡大ツールのバナーを作成した。</p> <p>【議会事務局】 視覚障がい者への音声及び点字による議場の発行を引き続き実施している。議場の傍聴席はバリアフリー対応で、車いすのままの傍聴が可能であり、また、スピーカーからの音が聞こえづらい方のため、磁気誘導用受信機を使用することや、聞き取りやすい装置づくりに努めている。これらの利用については、議会報において周知を行っている。</p>	<p>【市長公室】 市広報やCD等による市広報、点字による市広報を実施しており、平成27年度からアクセシビリティFIMでのインターネットサイトを開始。 平成28年10月に、市ホームページを全面改修。総務課が定めるウェブアクセシビリティ適合レベルA.A.準拠を目標に、ページ公開前に担当者で最終確認を行うなどしている。</p> <p>令和4年度にホームページ改修にて、ウェブアクセシビリティと具体的な配慮の方法について周知を図った。 ホームページ上の音声読み上げ・文字の拡大ツールのバナーを作成した。</p> <p>【議会事務局】 視覚障がい者への音声及び点字による議場の発行を引き続き実施している。議場の傍聴席はバリアフリー対応で、車いすのままの傍聴が可能であり、また、スピーカーからの音が聞こえづらい方のため、磁気誘導用受信機を使用することや、聞き取りやすい装置づくりに努めている。これらの利用については、議会報において周知を行っている。</p>	<p>市長公室 議会事務局 福祉企画課</p>	<p>【市長公室】 市広報やCD等による市広報、点字による市広報を実施しており、平成27年度からアクセシビリティFIMでのインターネットサイトを開始。 平成28年10月に、市ホームページを全面改修。総務課が定めるウェブアクセシビリティ適合レベルA.A.準拠を目標に、ページ公開前に担当者で最終確認を行うなどしている。</p> <p>令和4年度にホームページ改修にて、ウェブアクセシビリティと具体的な配慮の方法について周知を図った。 ホームページ上の音声読み上げ・文字の拡大ツールのバナーを作成した。</p> <p>【議会事務局】 視覚障がい者への音声及び点字による議場の発行を引き続き実施している。議場の傍聴席はバリアフリー対応で、車いすのままの傍聴が可能であり、また、スピーカーからの音が聞こえづらい方のため、磁気誘導用受信機を使用することや、聞き取りやすい装置づくりに努めている。これらの利用については、議会報において周知を行っている。</p>	<p>【市長公室】 市広報やCD等による市広報、点字による市広報を実施しており、平成27年度からアクセシビリティFIMでのインターネットサイトを開始。 平成28年10月に、市ホームページを全面改修。総務課が定めるウェブアクセシビリティ適合レベルA.A.準拠を目標に、ページ公開前に担当者で最終確認を行うなどしている。</p> <p>令和4年度にホームページ改修にて、ウェブアクセシビリティと具体的な配慮の方法について周知を図った。 ホームページ上の音声読み上げ・文字の拡大ツールのバナーを作成した。</p> <p>【議会事務局】 視覚障がい者への音声及び点字による議場の発行を引き続き実施している。議場の傍聴席はバリアフリー対応で、車いすのままの傍聴が可能であり、また、スピーカーからの音が聞こえづらい方のため、磁気誘導用受信機を使用することや、聞き取りやすい装置づくりに努めている。これらの利用については、議会報において周知を行っている。</p>

基本目標	重点目標	現状と課題（計画策定時）	主要な施策（計画策定時）	担当課	進捗状況（具体的実施内容）	課題及び今後の方向性
					<p>【障がい福祉係】 主に新規の障害者手帳交付者を対象として、手帳交付時に冊子「ほほえみの街」を配布している。それを要約した文書「身体障害者手帳を交付されたみなさまへ」にて、各種福祉制度、福祉サービス及び減免や割引制度等を説明し周知を図っている。</p>	<p>【障がい福祉係】 今後も情報収集に努めながら制度の一層の理解と周知を図ることが必要となる。そのため、広報、ホームページ、ラジオなど多様な媒体を活用していくとともに、「ほほえみの街」についても内容を随時見直し更新していく。</p>

<p>基本目標</p>	<p>重点目標</p>	<p>現状と課題（計画策定時）</p> <p>医療技術の進歩等を背景にNICU（新生児集室）等に長期入院した後、引き継ぎや経管栄養などの医療的ケアが日常的に増加しています。在宅で生活する医療的ケア児は、主として家族のケアによって支えられています。</p>	<p>主要な施策（計画策定時）</p> <p>○医療的ケア児支援体制の充実 医療的ケア児が、地域において包括的な支援サービスを受けられるよう、保健・医療・福祉等の関係機関において連携するとともに、医療的ケア児の支援に関する課題と対応策の検討を行います。</p>	<p>担当課</p> <p>こども未来課</p>	<p>進捗状況（具体的実施内容）</p> <p>【発達支援係】 医療的ケア児と家族の支援についての検討や情報共有を目的として、保健・医療・酒田市教育・福祉等関係機関を参集し、令和4年度は1回実施している。 令和5年度は2月に医療的ケア児の受入れが可能となる放課後等デイサービス（以下、放デイ）と、令和4年8月開催の放課後等デイサービス新規開設セミナーの開催を機に、参加者の中から医療的ケア児の受入れが可能な放デイ事業所の開設に繋がったケースが見られた。具体的に、令和5年4月に看護師在中の放デイ事業所が開設し、同7月にも主に重症心身障がい児を支援する放デイ事業所が開設する見込みである。</p>	<p>課題及び今後の方向性</p> <p>【発達支援係】 ○医療的ケア児やその家族が必要とする支援やサービスについて、機会を捉えてニーズの把握に努める。 ○医療的ケア児が被災した際に関係機関との連携により迅速に避難し、適切な支援を受けられることができるとを目的として、医療的ケア児とその家族や保健・医療・教育・福祉等関係機関と連携のもと、医療的ケア児災害時個別避難計画作成に向けて取り組みを行う。</p>
<p>基本目標</p>	<p>重点目標</p> <p>(5) 障がい福祉サービスの拡充</p>	<p>現状と課題（計画策定時）</p> <p>障がい福祉サービスについては、障がいのある方が地域で安心して生活できるように、自宅での暮らしを支援するための居宅介護をはじめ、日中の活動を支援する生活介護、就労支援などを提供しています。障がい者支援施設については、入所支援や短期入所等の受け皿として重要な役割を担っており、共同生活援助（グループホーム）などの地域移行も視野に入れながら、設備等の老朽化、自然災害や感染症等に対処できるように整備していき、必要が平成30年4月に改正された障害者総合支援法では、障がい者自らの望む地域生活が営むことができるよう、障がい福祉サービスに「自立生活援助」「就労定着支援」が追加され、生活と就労に對する支援の充実が図られています。今後、地域生活に移行した障がい者への専門的な相談支援や日中活動の場の提供、緊急時の整備が求められるなど、在宅障がい者に対する支援機能の整備が求められています。</p>	<p>主要な施策（計画策定時）</p> <p>○障がい福祉サービスの充実 居宅介護、重度訪問介護、同行援護などのサービスを提供し、安心して在宅での生活を支援します。生活介護や就労継続支援事業の活動をサポートします。 同行援護や行動援助などのサービスに必要となる研修については、十分なサービスの開催や研修回数増やけに、区内地区での毎年研修回数が増え、関係機関に研修体制の充実について働きかけを行います。 地域生活を支援する「自立生活援助」や一般就労への定着を支援する「就労定着支援」など新たなサービスを含め、障がい者の個々のニーズ、地域資源を的確に把握しながら、適切な障がい福祉サービスの提供に努めます。 障がい者支援施設については、入所支援や短期入所等の受け皿として重要な役割を担っており、設備等の老朽化、自然災害や感染症等に対処できるように整備されるよう支援を行います。</p>	<p>担当課</p> <p>こども未来課</p>	<p>進捗状況（具体的実施内容）</p> <p>【発達支援係】 医療的ケア児と家族の支援についての検討や情報共有を目的として、保健・医療・酒田市教育・福祉等関係機関を参集し、令和4年度は1回実施している。 令和5年度は2月に医療的ケア児の受入れが可能となる放課後等デイサービス（以下、放デイ）と、令和4年8月開催の放課後等デイサービス新規開設セミナーの開催を機に、参加者の中から医療的ケア児の受入れが可能な放デイ事業所の開設に繋がったケースが見られた。具体的に、令和5年4月に看護師在中の放デイ事業所が開設し、同7月にも主に重症心身障がい児を支援する放デイ事業所が開設する見込みである。</p>	<p>課題及び今後の方向性</p> <p>【障がい福祉係】 計画に沿って、地域の需要と供給のバランスがとれたサービス提供がなされるよう、事業所と連携しながら体制整備の充実を図る必要がある。 共同生活援助（グループホーム）は地域移行を進められるうえで、今後も整備促進していくべきサービスであり、市としても段階の広報活動も含めながら支援していく必要がある。また、地域生活支援等については、令和5年度末までに準備を整え、令和6年4月1日に開始する。 地域生活支援事業として取り組んでいる各種事業においては、一定の成果を上げており、ニーズや必要性を考慮し、新たな事業の取り組みや既存事業については充実し継続実施していく必要がある。</p>
<p>基本目標</p>	<p>重点目標</p> <p>(5) 障がい福祉サービスの拡充</p>	<p>現状と課題（計画策定時）</p> <p>障がい福祉サービスについては、障がいのある方が地域で安心して生活できるように、自宅での暮らしを支援するための居宅介護をはじめ、日中の活動を支援する生活介護、就労支援などを提供しています。障がい者支援施設については、入所支援や短期入所等の受け皿として重要な役割を担っており、共同生活援助（グループホーム）などの地域移行も視野に入れながら、設備等の老朽化、自然災害や感染症等に対処できるように整備していき、必要が平成30年4月に改正された障害者総合支援法では、障がい者自らの望む地域生活が営むことができるよう、障がい福祉サービスに「自立生活援助」「就労定着支援」が追加され、生活と就労に對する支援の充実が図られています。今後、地域生活に移行した障がい者への専門的な相談支援や日中活動の場の提供、緊急時の整備が求められるなど、在宅障がい者に対する支援機能の整備が求められています。</p>	<p>主要な施策（計画策定時）</p> <p>○障がい福祉サービスの充実 居宅介護、重度訪問介護、同行援護などのサービスを提供し、安心して在宅での生活を支援します。生活介護や就労継続支援事業の活動をサポートします。 同行援護や行動援助などのサービスに必要となる研修については、十分なサービスの開催や研修回数増やけに、区内地区での毎年研修回数が増え、関係機関に研修体制の充実について働きかけを行います。 地域生活を支援する「自立生活援助」や一般就労への定着を支援する「就労定着支援」など新たなサービスを含め、障がい者の個々のニーズ、地域資源を的確に把握しながら、適切な障がい福祉サービスの提供に努めます。 障がい者支援施設については、入所支援や短期入所等の受け皿として重要な役割を担っており、設備等の老朽化、自然災害や感染症等に対処できるように整備されるよう支援を行います。</p>	<p>担当課</p> <p>こども未来課</p>	<p>進捗状況（具体的実施内容）</p> <p>【障がい福祉係】 現在指定相談支援事業所は市内9事業所となった。市内には現在23カ所のグループホームがあり、定員合計171名となっている。整備が必要ない事例もあり、市としても理解に向けた調整作業に努めている。令和4年12月に地域生活支援拠点会、また、各行政区、三川町と協議し、1市2町の枠組みで整備していく。 ○地域生活支援事業 ○雇用（派遣）延べ回数 86回 ○手話奉仕員養成講座 受講者30名中、10名修了 ○日常生活用具給付等事業 申請件数2,901件（内、ストーマ用器具2,830件） ○移動支援事業 880回 ○車両移送委託 利用者2名 ○障がい児通所支援車両移送型給付分 9回</p>	<p>課題及び今後の方向性</p> <p>【障がい福祉係】 計画に沿って、地域の需要と供給のバランスがとれたサービス提供がなされるよう、事業所と連携しながら体制整備の充実を図る必要がある。 共同生活援助（グループホーム）は地域移行を進められるうえで、今後も整備促進していくべきサービスであり、市としても段階の広報活動も含めながら支援していく必要がある。また、地域生活支援等については、令和5年度末までに準備を整え、令和6年4月1日に開始する。 地域生活支援事業として取り組んでいる各種事業においては、一定の成果を上げており、ニーズや必要性を考慮し、新たな事業の取り組みや既存事業については充実し継続実施していく必要がある。</p>

基本目標	現状と課題（計画策定時） 障がい児支援においては、福祉型児童発達支援センター「はまなし学園」の他に、民間のサービス事業所が、放課後等デイサービスなどを実施しています。地域生活支援事業としては生産活動の機会の提供、社会との交流の促進を図る「地域活動支援センター」の開設、障がい者の円滑な外出や移動の支援を図る「移動支援事業」の推進を図り、また、在宅介護者の負担を軽減する「日常生活用具給付等事業」などの各種事業を実施しています。他にも、在宅福祉サービスとして、「補装具費の支給」、障がい者がほっとくし券」などの事業を行っています。本市では少子高齢化が進んでいる中、同様に障がい者の高齢化も進展しています。65歳を迎えた障がい者は、介護保険優先の原則のため、障がい福祉サービスから介護保険サービスへの移行を考慮する必要があります。支援の内容が異なることに加え、関係機関が異なることから、支援の引継ぎがスムーズに行われます。また、高齢障がい者の受け入れは全国的な課題であり、高齢障がい者のニーズに適合した施設の質的・量的充実も求められています。
重点目標	主要な施策（計画策定時） 障がい児支援については、児童発達支援センター「酒田市はまなし学園」の地域支援（保育所等訪問支援、相談支援）などの充実に向けた体制整備や、放課後等デイサービス、医療的ケア児の受け入れ体制、短期入所などの受け入れ体制の拡充に努めます。 ○施設入所者及び入院中の精神障がい者の地域生活への移行 「グループホーム」は、施設入所者や精神障がい者の社会的入院の解消等につながる地域移行の受け皿となること、地域住民の理解促進を図りながら整備についての支援を行います。 ○地域生活支援拠点等の整備 日中サービスのほかに、短期入所、相談支援等の機能を集約した地域生活支援拠点等の整備を促進し、障がい者の地域生活を支援します。 ○地域生活支援事業の充実 本市が、地域生活支援センター事業、「移動支援事業」、「地域活動支援センター事業」、「日中一時支援事業」にも、その他の事業についても、引き続き効果的・効率的に実施していきます。
担当課	福祉企画課
進捗状況（具体的実施内容）	<ul style="list-style-type: none"> ○地域生活支援センター事業 2団体 みつば、酒田市障がい者福祉会 ○日中一時支援等事業 障がい者スポーツ大会 R4.6.26実施 46人参加 ・点字広報等発行 ・訪問入浴サービス 利用者7名 ・日中一時支援事業 利用者4名 障がい児利用者 29名 障がい者利用者 30名 ・自動車運転免許・改造扶助費等 免許0名、改造2名 ○はまなし学園美園（R4.3～R5.2） ・児童発達支援 延べ人数 355名 同 利用延べ日数 5,792日 ・保育所等訪問 延べ人数 49名 同 利用延べ日数 125日 ・まつのみ教室 延べ人数 60名 同 利用延べ日数 121日 ・日中一時支援事業 延べ人数 22名 同 利用延べ日数 208日 <ul style="list-style-type: none"> ○児童発達支援・放課後等デイサービス事業所実績 ・利用実人数 146名 ・利用延べ回数 22,055回
課題及び今後の方向性	<ul style="list-style-type: none"> ○「放課後等デイサービス新規開設セミナー」の開催を機に、セミナー参加者等の中から、日中一時支援事業所（1箇所）、放課後等デイサービス事業所（1箇所）が新たに設立（令和5年8月現在）され、通所先確保の課題解決に繋がったところである。 ○新規開設事業所のうち一つは、重度心身障がい児の支援を中心とした放課後等デイサービス事業所であり、医療的ケア児の通所先の確保にも繋がっている。 ○放課後等デイサービスにおいては、児童発達支援センター酒田市はまなし学園や相談支援事業所と連携しながら、地域障がい児通所支援サービスのあり方、適切な運営や支援の質の確保に努めていく必要がある。
高齢者支援	<ul style="list-style-type: none"> ○高齢者支援課 令和4年度は、市介護支援専門員新任者研修会を行った。地域包括支援センターにおける高齢障がい者への総合相談、権利擁護事業及び支援困難事例等では、個別ケア会議等で介護支援専門員へのサポートを行った。
高齢者支援	<ul style="list-style-type: none"> ○高齢者に応じた支援 市は、介護サービス計画を作成する介護支援専門員と障がい福祉サービス等利用計画を作成する相談支援専門員との連携強化や、地域包括支援センターにおける高齢障がい者への総合相談、権利擁護事業及び支援困難事例等に関する介護支援専門員への支援を行います。また、高齢障がい者が介護保険施設への入所が適当な場合、支援の引継ぎがスムーズに行われるよう、関係機関と連携を図っていきます。

<p>基本目標 2 自立や社会参加の推進</p>	<p>重点目標 (1) 教育、療育の充実</p>	<p>現状と課題（計画策定時） 障がい児がいきいきと成長するためには、早期発見、早期療育をはじめ、発達段階において、一人ひとりの障がいの特徴に応じた教育（保育・療育を含めて）を行うことが重要になります。また、本人や家族への支援も大切ですが、発達支援室にて発達に課題のある乳幼児の早期発見と早期発達支援体制の構築し、さらには、生涯にわたる切れ目のない継続した支援を行う体制の構築を推進しています。</p> <p>市内保育園等においては、育ちのサポート事業を活用して、個々の質実保育に努めています。未就学児については、児童発達支援センター「はまなし学園」が市内圏域の早期療育の拠点として役割を担っており、児童発達支援（まびびり遊び）や保育所等訪問支援、相談支援及び日中一時支援を実施しています。</p> <p>はまなし学園では看護師を配置しており、たんの吸引や経管栄養などの医療的ケアが可能になり、継続的な園内での療育支援により、保護者の負担が軽減されています。</p> <p>事が著しく困難な重症心身障がい児などを対象に、居宅を訪問して日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等を行う居宅訪問型児童発達支援を実施しています。</p>	<p>主要な施策（計画策定時） ○就学前からの支援の充実 保育園・認定こども園訪問支援（育ちのサポート事業）を継続し、早期療育関係職員との連携を強化し、小学校への引き継ぎを充実させます。</p> <p>福知山児童発達支援センター「はまなし学園」においては、地域における中核的な支援機関として、専門的な知識・技術に基づき、今後も保育所等訪問支援、居宅訪問型児童発達支援、相談支援、発達に心配のある乳幼児に対する、親子で行う「まびびのみ教室」などの充実・強化を図っていきます。</p>	<p>担当課 こども未来課 健康課</p>	<p>進捗状況（具体的実施内容） 【こども未来課】 子どもの発達に悩み子育てに難しさを感ずる保護者への支援の技術や、また、保育士等が保護者支援の技術を身につけるための目的として、子どもの「行動」・プログラム（研修型）を実施した。児童発達支援管理責任者研修や強度行動計画が児童発達支援管理責任者研修等に参加した。児童発達支援センターへの受診同行など、園部研修、福祉、行政と情報共有しながら、園児の療育に活かすことができた。</p> <p>また、日中一時支援事業では、医療的ケアを必要とする小学生11名の放課後と長期休暇の受け入れを実施した。</p> <p>育ちのサポート事業の実施により、保護者の子どもへの発達等に関する困り感への相談対応や、各園における支援方法の検討を行った。</p>	<p>課題及び今後の方向性 【こども未来課】 はまなし学園においては、様々な機関との連携により、専門的支援が得られるよう、今後も研修を重ね、多様なニーズに対応していくことが重要である。</p> <p>また、児童発達支援センターとして、地域の障がい児の健全な発達において中核的な役割を担う必要から、サービス提供に係る児童発達支援管理責任者及び相談支援専門員の養成や、サービス提供を担う職員の確保に努めていく。</p>
					<p>【健康課】 乳幼児健康診査で発達等が気になる子どもと早期発見、早期療育関係と連携を図り、関係機関と連携をとりながら、地区担当保健師が家庭訪問や療育関係機関への受診同行等を実施し、継続的に支援している。</p>	<p>【発達支援係】 発達特性に応じた適切な発達支援を、保護者と園と市が共有しながら、一人ひとりの状況に合わせて個別の発達支援を行い、切れ目なく考えられる対象に重点を置いていく。健康課保健師による乳幼児健康診査後の経過観察等と連携を図りながら事業を進めることで、より包括的な支援につなげていく。</p>
				<p>【発達支援係】 ○育ちのサポート事業実績（R3年度） ・訪問回数 97回 ・相談者実数 465人 ・相談者延べ人数 605人 ○事例検討会（R3年度） ・回数 13回 ・検討事例 60事例 ・参加者数 74人</p>		

基本目標	重点目標	現状と課題（計画策定時）	主要な施策（計画策定時）	担当課	進捗状況（具体的実施内容）	課題及び今後の方向性
		<p>就学児については、該当児童の在籍する小学校に特別支援学級、浜田小学校等に通級指導教室が設置されていることに加え、通常学級においても特別支援教育が行われています。</p> <p>教育相談は、スクールカウンセラーや教育相談員、特別支援教育巡回相談員を配置して行っています。児童・生徒への対応など、相談内容が専門的かつ多岐にわたっています。</p>	<p>○特別支援教育の充実 特別支援教育の充実に向け、教員の専門的研修などによる指導力の向上や特別支援教育巡回相談員などによる指導力の向上を図ります。</p> <p>通常の学級に在籍する児童の支援を必要とする児童については、集団の中で適切な支援を行っていく必要があるため、一人ひとりの特別なニーズに応える教室環境や教材・教具等、ユニバーサルデザインの視点を取り入れた授業づくりに努めます。</p> <p>必要に応じて、個別の指導計画や個別の教育支援計画を作成し、関係機関との連携を進めたりすることで、支援を充実させていきます。市内地域における各障がいに応じた教育機関の充実について、今後も山形県に働きかけていきます。</p>	<p>学校教育課 子ども未来課</p>	<p>【学校教育課】 特別支援コーディネーターを年3回実施し、特別支援学級担任等について研修を行い、特別支援学級の役割や特別支援学級の教育課程の組み立てについて研修を行った。特に特別支援学級担任者会、実践事例から指導方法について学びたい、実践ができた、また、特別支援教育研究会を実施し、障がいのある児童生徒の自立に向けて必要の力を育てる等について研修した。</p> <p>通常学級に在籍する発達障がいの児童生徒の指導に対しては特別支援巡回相談員を派遣し、各事例に応じた指導方法や校内支援体制づくりへの助言を行い、各学校の課題に応じた相談活動を継続して行っている。また、在学児童生徒相談会や就学児相談会を行い、現在学習状況や進学等について確認したり、就学児に係る情報を早目に入手したりして、小中学校との連携を図っている。（在学生の相談会について令和元年度より、小中学校との特別支援学級に在籍する児童生徒も対象とした。）</p> <p>発達支援係においては、各学校やその保護者からの相談を受け、相談体制の充実を図っている。</p> <p>また、特別支援学級に在籍する児童生徒や通級指導教室に通級している児童生徒について、個別の教育支援計画と個別の指導計画を作成の義務化に伴い、作成の徹底が図られ、より確実な引継ぎにつながっている。平成30年度より、宮野浦小学校にLD/ADHD通級指導教室が設置されている。</p>	<p>【学校教育課】 特別支援教育に関する研修会と相談体制の充実により、継続して指導者の専門性の向上を図る。 児童生徒一人一人の資態とニーズに応じた支援ができるよう、継続して相談、指導、助言を行っている。 近年、特別な配慮を要する児童生徒による不登校、問題行動、家庭内問題等のトラブルが各学校に顕発している現状に、指導員が対応したり、学校に対して巡回相談員が助言したりするケースが増大している。人的支援とともに各関係機関との連携がこれまでに求められている。</p>
		<p>○特別支援学校との連携 高等支援学校は、自立して社会生活に移行する前の重要な時期であり、卒業後に福祉的就労も含めた就職ができるよう、関係機関と連携し支援を行っていきます。</p>	<p>学校教育課</p>	<p>【発達支援係】 事業に保護者から申し込みがあった場合、各小学校へ意向確認をし、希望があった場合は相談経過記録を作成して就学先の小学校に送付している。各学校や保護者からの相談について、学校教育課と情報共有を図りながら相談体制の充実を図っている。</p>	<p>【発達支援係】 保護者支援を丁寧に行い、育ちのサポート事業への申し込みや就学先小学校への引継ぎを行うことで、対象児の特性理解の共有及び個別支援の充実につなげていく。</p>	
<p>専門的教育機関としては、酒田特別支援学校のほか、鶴岡養護学校、鶴岡高等養護学校、山形盲学校などがあり、一人ひとりの教育的ニーズに応じた授業が行われ、自立と社会参加に向けた教育が行われています。</p>			<p>【学校教育課】 児童生徒の実態にあった教育課程と教育施設を検討し、有効に活用できるように、市の就学支援の状況や、障がいの状況についてよりきめ細やかに県に伝えていく。また、個々の教育的ニーズに応じた学習環境の提供について継続して県に要望していく。</p>			

基本目標	重点目標	現状と課題(計画策定時)	主要な施策(計画策定時)	担当課	進捗状況(具体的実施内容)	課題及び今後の方向性
	(2) 雇用・就労の促進	<p>乳幼児期から学齢期、就労期に、それぞれの活動の場に応じた適切な支援を一生進にわたって切れ目のなく継続させるため、専門性のある相談支援と発達支援ネットワークの拡充を推進することが大切です。</p> <p>障がい者が自立した社会生活を送るうえで、経済的基礎となる雇用・就労はとて重要で、「障害者の雇用の促進等に関する法律」(以下「障害者雇用促進法」という。)により、事業主は進んで障がい者の雇入れに努めるとともに、法定雇用率に相当する障がい者を雇用しなければならぬこととなつていきます。</p> <p>平成30年4月から、法定雇用率が引き上げられ、法定雇用率に相当する常用労働者4.5、5人以上規模の民間企業は、法定雇用率2.2%となり、引き上げとなつていきます。</p> <p>その建設に向けて、ハローワークや「障害者職業センター」などでは、「特定求職者雇用開発助成金」や「ジョブウォーク支援事業(※)」などの各種助成制度を実施しています。</p>	<p>○生涯を通じた支援の充実 乳幼児期から学齢期、就労期のそれぞれのライフステージの中で、関係機関と連携し、一生にわたって切れ目のない支援の充実を図ります。</p> <p>特に、進級や進学に伴って、かかわりのある先生方との情報の引き継ぎについては、「やまがたサポートファミリー」などを利用して、安心して新しい環境に適応できるように、適切な支援を行います。</p> <p>○障がい者の雇用促進 生内地域障がい者就労活動活性化協議会等によるハローワーク、山形県、庄内障害者就業・生活支援センター(社会福祉協議会)等の関係機関と連携し、障がいのある人の多様な働き方に対応できるように、支援を行っています。</p> <p>本市においては、各任命権者ごとに策定した「障がい者活躍推進計画」に基づき、障がい者の法定雇用率以上の実雇用率を掲げ、必要に応じて、障がいのある職員が働きやすいように、必要な配慮等に努めます。</p>	<p>こども未来課</p> <p>商工港湾課 福祉企画課 人事課</p>	<p>【発達支援係】 生涯を通して一貫した情報連携と支援体制の充実など、このセンターの機能を最大限に活用し、発達支援相談員を配置し、すべての年代の方の幅広い相談に専門的に対応できる体制を構築している。</p> <p>【商工港湾課】 9月の障がい者雇用支援月間にあわせ、市広報「私の街」(9月1日号)へ「障がい者の職業的自立を促進する下記の事業等を周知した。 ①特定求職者雇用開発助成金(障がい者トラリアールコース) ②職場復帰支援助成金 ③ジョブウォーク支援</p> <p>【障がい福祉係】 就労支援ネットワークとして、庄内地域障がい者就業活性化協議会や庄内障害者就業・生活支援センター関係機関連絡協議会等による一般就労支援や職場開拓、関係機関との情報交換等が行われている。また、かでの支援が配置されている。</p> <p>【人事課】 本市における令和4年6月1日現在の雇用率及び法定雇用率達成のため不足している障がい者雇用人数は、次のとおりである。 ・市庁舎 2.66% 不足なし ・教育委員会 0% 5人 ・上下水道部 0% 1人 ・全体 2.24% 5人 ※自治体における障がい者の法定雇用率は2.6%である。</p>	<p>【発達支援係】 全ての年代を対象に支援を行っているが、係単独では相談件数の増加によりタイムリーな対応が困難な状況にある。令和5年度に発達支援係も包括し発足した市こども家庭センターぎゅつととの一体的な相談機能を活かし、きめ細やかに対応し、ゆく必要がある。</p> <p>【商工港湾課】 引き続き、市広報への記事掲載等を実施するなど、障がい者の職業的自立の促進に努める。</p> <p>【障がい福祉係】 経済の状況が厳しいこともあり障がい者雇用についてはその影響を受けている。引き続き関係機関と連携し、PRに努めながら事業者の理解促進と、就労ネットワークとしていく必要がある。新たなネットワークとして地域自立支援協議会のなかでも支援の在り方を検討する必要がある。</p> <p>【人事課】 会計年度任用職員として勤務していた職員の雇用がコロナ禍で出動しないなど不安が強い。登録を断念するなど新型コロナウイルス感染症の影響が大きい。障がい者会計年度任用職員の登録の際に、障がい者の特性や本人の意向を確認し、本人に合わせた業務を各職場からの情報を参考にしつつ検討する。また、働きやすい職場環境の整備に努めていく。また、教育委員会や上下水道部において、単独で法定雇用率を満たすべく、福祉企画課と連携して要請していく。</p>

基本目標	重点目標	現状と課題（計画策定時）	主要な施策（計画策定時）	担当課	進捗状況（具体的実施内容）	課題及び今後の方向性
		<p>酒田管内の障がい者雇用率は2.31%（令和元年6月1日現在）と、全国の2.11%、山形県の2.09%を上回っており、達成企業の割合も60.80%（76社/125社中）となっている。</p> <p>障がい者に対する雇用は依然として厳しい状況にあることから、引き続き、事業所等における障がい者雇用・就労への理解を深めるとともに、障がい者の職業能力を高めて、雇用の拡大を図っていく必要がある。</p>	<p>雇用への理解促進</p> <p>障がい者雇用についての事業主の理解を深め、雇用につなげるため、法定雇用率や各種助成制度について周知を図ります。</p> <p>平成28年に開催されたアピリンピック山形大会のレガシーを引き継ぎ、障がい者の職業能力に対する理解を進め、雇用の促進を図ります。</p>	<p>商工港湾課 福祉企画課</p>	<p>【商工港湾課】 9月の障がい者雇用支援月間にあわせ、市広報「私の街さかた（9月1日号）」への記事掲載を通じて、「障がい者雇用促進法」の内容及び管内の障がい者雇用率を紹介し、障がい者の雇用について啓蒙した。また、障がい者雇用を促進する下記の助成や支援制度を周知した。 ①特定求職者雇用開発助成金 ②トライアル雇用助成金（障がい者トライアルコース） ③職場復帰支援助成金 ④ジョブウォンチャー支援</p>	<p>【商工港湾課】 引き続き、市広報への記事掲載等を実施するなど、障がい者の職業を通じた社会参加について理解が深まるように努めている。</p>
		<p>一方、障がい者の状況によっては一般就労が困難な場合も多いため、福祉的就労として、就労移行支援や就労継続支援などを通して、職業知識や能力の向上への支援が行われています。しかしながら、就労移行支援の実績について地域間・事業所間に大きな差が生じています。また、工賃向上に向けて「障がい者バザー」等に取り組んできていますが、平成30年度に就労継続支援「非雇用型（B型）」事業所を対象にした「山形県工賃向上計画」における令和2年度目標工賃月額13,900円に対し、本市は月額8,330円（平成30年度実績）となっており、障がい者が地域で自立した生活を送るためには、十分な水準とはなっていません。</p> <p>障がい者の生活保険としては障害者年金や障害基礎年金、重度障がい児については障害者手当や特別児童養護手当などが支給されていますが、所得確保に向けさらさら就労支援の連携による支援が必要です。</p>	<p>福祉的就労への支援</p> <p>市内地域障がい者就労活動活性化協議会等による関係機関等のネットワークを活用し、一般就労に結びつくよう、実績のある就労移行支援事業所による研修など、就労支援員の資質向上に努めます。</p> <p>障害者優先調達推進法に基づき、本市の毎年度の調達方針を策定し、障がい者就労施設等からの優先調達を推進します。</p> <p>農福連携・林福連携など国・県の取組み等の情報提供を行い、市内に開設しているカフェ「えーる」の利用・販路の拡大、ふるさと納税返礼品への登録の呼びかけを行うなど、積極的に協力して、障がい者就労支援を図ります。</p>	<p>福祉企画課</p>	<p>【障がい福祉係】 市内には、福祉的就労として就労継続支援事業A型は1事業所、就労継続支援事業B型は17事業所ある。県や市内障がい者就業・生活支援センター（かでる）と連携し、農福連携・林福連携など国・県の取組み等の情報提供を行っている。さらに、市役所でのバザーの定期的な開催やカフェ「えーる」の利用・販路拡大、ふるさと納税返礼品への登録の呼びかけなどの支援を行う。</p>	<p>【障がい福祉係】 障がい者の雇用・就労への理解を促進する。また、就労定着支援を利用して、一般就労へ移行した方へのサポートをする。</p>
				<p>福祉企画課</p>	<p>【障がい福祉係】 障がい者の状況によっては一般就労が困難な場合も多いため、障害者総合支援法の福祉的就労の場の確保する。また、障がい者の理髪や、賃金向上や障がい者の就労への理解を深めることなどを目的に「障がい者バザー」を障がい者週間に合わせて開催している。</p>	<p>【障がい福祉係】 福祉的就労における工賃は山形県が全国最下位であり、県内でも庄内地区が最も低い状況にある。県や市内障がい者就業・生活支援センター（かでる）と連携し、農福連携・林福連携など国・県の取組み等の情報提供を行っている。さらに、市役所でのバザーの定期的な開催やカフェ「えーる」の利用・販路拡大、ふるさと納税返礼品への登録の呼びかけなどの支援を行う。</p>

基本目標	重点目標 (3) スポーツ・レクリエーション及び文化、芸術活動の振興	現状と課題(計画策定時) スポーツ・レクリエーション及び文化、芸術活動は、障がい者の生きがいと生活を豊かにし、また、機能訓練や社会参加意欲にもつながる重要なものです。障がい者スポーツについては、平成31年3月に策定したスポーツ推進計画で、障がいのある人の運動習慣の推進と社会参加を自覚し、それぞれに状況に応じて気軽にスポーツを楽しむことができよう、関係機関・団体と連携しながら、障がい者のスポーツ活動を推進していきます。スポーツ・レクリエーション活動としては、酒田市障がい者福祉会とともに「障がい者スポーツ大会」を開催しています。また、スベシヤルオリンピック・山形酒田プログラムとしてボウリング、水泳が行われています。東京2020オリンピック競技大会、水泳が実施される中、障がい者スポーツの普及と競技力の向上が期待されています。酒田市文化芸術基本条例に基づき「社会包摂と育成」の方針のもと、優れた芸術を鑑賞する機会や文化活動を行う場を提供していきます。文化・芸術活動として、市身体障害者福祉センターにおいて、カラオケ、書道、パソコンなどの各教室が開講されており、文化祭においては作品展示や発表会が行われています。また、精神障がい者が病院作業療法等で作成した作品の作品展も開催されています。各障がい者施設においても、機能訓練の一貫である創作活動等として作成した作品が当該施設のアートギャラリー等に展示されているほか、各種レクリエーションやイベントが行われ、地域との交流を深めるなど社会参加につながっています。	主要な施策(計画策定時) OSポーツ・レクリエーションの振興 「障がい者スポーツ大会」及び「障がい者歴スポー大会」等について、継続して実施していくとともに、スベシヤルオリンピック活動について支援します。東京2020オリンピック・パラスピックス競技大会を契機として、障がい者の参加を促すため、障がい者スポーツについての情報を収集しながら、活動に対する理解を深め、関係機関・団体と連携しながら、障がい者スポーツの振興に努めます。 ○文化、芸術活動の振興 障がい者の文化・芸術活動を振興するため、活動支援センター等の各種教室を推進するとともに、総合文化センター等の生涯学習事業参加への支援を行います。また、障がい者などへのかめ細かい配慮を行う「いろいろな展」など、すぐれた芸術を鑑賞する機会や文化活動を行う場の提供を行うとともに、各種イベントの周知を図ります。	担当課 スポーツ振興課 文化政策課 福祉企画課	進捗状況(具体的実施内容) 【スポーツ振興課】 ○令和4年度に開催した第5回ニュースポーツ大会(主催:酒田市障がい者スポーツ大会)では、酒田市障がい者スポーツ大会で実施されている種目を開催した(カウリング1競技)。 ○第9回酒田市スポーツ推進委員会研究協議会では、酒田市スポーツ推進委員であるボウリングのルール研修と、本市出身で第24回夏季デフリンピック競技大会水泳競技100mバタフライで金メダルを獲得した藤原香選手への講演会を実施した。 ○光ヶ丘アールから小学6年生までの幼児を対象とした「キッズバズクラク」の講座を行っており、令和4年度は6組(延べ134名)の参加があった。 【文化政策課】 本市在住の障がいのある方の絵画や書道など幅広いジャンルのアート作品約160点の展示と、本市出身の作家 佐藤真生さんを講師に迎えたワークショップを実施した。いろいろな展を出品し、出羽遊心館で開催し、716人が来場した。 また、ダンスカンパニーセレノグラフィによる酒田特別支援学校でのダンスワークショップも実施し、生徒・教職員合計35人が参加した。 【障がい福祉係】 障がい者スポーツ大会、新型コロナウイルス感染症により令和2～3年度中止したが令和4年度は、規模を縮小しての開催であったが実施した。参加者46名	課題及び今後の方向性 【スポーツ振興課】 スポーツ推進計画では、引き続き次の4つの施策を掲げ取り組んでいく。①障がい者スポーツの理解を深める。②障がい者スポーツの環境づくり(場の確保・種目の普及)、③障がい者スポーツ指導者資格の取得、④地域団体・競技団体との連携・協力。 障がい者の参加を促すために、より一層の周知と推進を行う。障がい者スポーツについての情報を収集しながら、活動に対する理解を深めるとともに、酒田市障がい者福祉会や山形県障がい者スポーツ協会と連携・協力し、障がい者が継続して活動できるように支援していく。 【文化政策課】 酒田市文化芸術基本条例及び酒田市文化芸術推進計画に基づく「社会包摂と育成」の方針のもと、今後とも市内の障がい者団体、社会福祉協議会など内団体と協力しながら、広く市民に多様なアートの魅力を提供し、信する場やアートを鑑賞する機会を提供していく。

基本目標 3 安全で安心して生活できるまちづくり	重点目標 (1) バリアフリー、ユニバーサルデザインによるまちづくりの推進	現状と課題(計画策定時) 障がい者、高齢者をはじめとして、女性や児童、外国人等すべての人が安全で安心して生活できるまちづくりをすることが重要な課題です。そのため、建築物の段差を取り除くなどバリアフリーやユニバーサルデザインによる(すべての人にやさしい)まちづくり支援が必要で、 「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」(バリアフリー新法)「山形県みんなにやさしいまちづくり条例」に基づき、障がい者や高齢者などが多く利用する施設や公共交通機関のバリアフリーを総合的に進めています。	主要な施策(計画策定時) 〇福祉のまちづくりの推進 「バリアフリー新法」や「山形県みんなにやさしいまちづくり条例」に基づき、バリアフリーやユニバーサルデザインによるまちづくりを推進するため、市民、事業者への理解と周知に努め、市民全体としての機運の醸成を図ります。	担当課 建築課	進捗状況(具体的実施内容) 【建築課】 市ホームページにおいて、「山形県みんなにやさしいまちづくり条例」に基づいた環境整備に努めるように理解を求め、バリアフリーやユニバーサルデザインの推進について周知に努めている。	課題及び今後の方向性 【建築課】 法的規制から外れる義務化対象外の建築物については、状況把握が困難である。引き続き、「山形県みんなにやさしいまちづくり条例」に基づいた環境整備に努めるように理解を求め、市民への周知に努める。
		<p>〇公共施設のバリアフリー 障がい者や高齢者などが多く利用する公共施設やバリアフリーを推進します。玄関の段差解消や自動ドアの設置、障がい者用トイレの新設など、施設ごとのニーズに合わせた整備を努めています。</p> <p>道路については、改良に合わせ、段差が少なく広い歩道や点字ブロックの敷設、備を推進するとともに、自転車、看板、商品陳列などで歩行者の障がいとならないよう、道路利用者のモラルを高める啓発に努めます。</p> <p>大規模な公園については、施設の改修に合わせ、トイレ出入口のステップや階段等への手摺設置、障がい者用トイレ、障がい者用駐車スペース等の整備を推進します。</p> <p>公営住宅の改修にあたっては、エレベーターや障がい者対応住宅整備などバリアフリーを推進します。</p>		建築課 土木課 整備課	<p>【建築課】(土木課) 令和4年度建築課受託工事における既存施設のバリアフリー化として以下の整備を行った。 ・第六中学校：多目的トイレの整備及び屋外スロープの設置 ・大沢コミセン：多目的トイレの整備</p>	<p>【建築課】(土木課) 一定規模の新築又は増築については、バリアフリーの整備が義務化となるが、既存施設については、改修計画となるから随時整備を進める必要がある。 市営住宅の改修計画は当面なし(アパーメント入口の段差解消は構造的に困難)。</p>
	<p>〇民間建築物のバリアフリー 不特定多数が利用する民間建築物についても、バリアフリーについての理解促進を図ります。</p> <p>一般住宅への助成制度について、パンフレットや市ホームページへの掲載をして周知を行い、利用促進を図ります。</p>			建築課	<p>【建築課】 不特定多数が利用する民間建築物は、新バリアフリーにおいて一定規模の特別特定建築物を建築する場合には基準への適合が義務付けされている。 住宅リフォームの総合支援事業(建築課)では、一般住宅のバリアフリー工事に對して助成を行っている。</p>	<p>【建築課】 一般住宅を対象とした各種住宅助成制度について、今後も総合的なパンフレットを継続して作成し、市民や施工者への周知に努め、利用促進を図る。</p>
				建築課	<p>【整備課】 道路改修に合わせ、道路移動円滑化基準に基づき、車道から歩道への乗入れ段差の緩和を図った。 北極公園のトイレの改修に際して、多目的トイレの新設とトイレ出入口の段差解消を図るべく工事を進めている(令和5年5月推用済)。</p>	<p>【整備課】 既存の歩道の多くは、歩行者等の安全性を確保するため、車道より一段高く整備されており、その全てを改修することは、多額の費用を要するため困難な状況である。今後も、道路改修に合わせ、歩道と車道の段差緩和に取り組みよう努める。 大規模な公園については、今後も施設の改修に合わせ、多目的トイレの設置やトイレ出入口の段差解消等の整備を行う。</p>

基本目標	重点目標	現状と課題（計画策定時）	主要な施策（計画策定時）	担当課	進捗状況（具体的実施内容）	課題及び今後の方向性
		<p>移動面においては、公共交通機関としての「るんバス」は、車いす対応の低床バスを導入しており、民間でも同様のバスが導入されています。ほっとふくしサービス事業でのタクシードライバースタッフの研修などを行うことで、市民生活支援事業で外出時の移動支援などを総合的に推進していく必要が求められます。</p>	<p>○移動、交通手段のバリアフリー るんバス車いす対応の低床バスの導入を継続してまいります。 また、酒田市障がい者福祉会によるリフト付きバスを引き続き運行し、各種新築、医療機関や障がい者団体の研修会等への移動支援を継続してまいります。 酒田市乗合バス及び酒田市乗合タクシー運賃の100円減額、ほっとふくし券によるタクシー利用や移動支援などの助成を継続するとともに、効果的・効率的に事業が展開されるよう実施していきます。本市では、福祉タクシー（高齢者や障がい者、歩行困難な方が対象）や介護タクシー（要介護認定を受けている方が対象）を提供しているタクシー事業者があります。</p>	<p>都市デザイン課 福祉企画課</p>	<p>【都市デザイン課】 るんバス車いす対応の低床バスを運行する毎日運行の路線において、車いす対応の低床バスを導入している。 令和4年度、車いす対応の低床バスを新規に1台取得した。</p> <p>【障がい福祉係】 屋外での移動が困難な障がい者、または障がい児に対して外出のため以下のような支援を行っている。 ○移動支援事業 589回 ・個別支援型 利用者2名 ・障がい児通所支援車両移送型給付分 70回</p>	<p>【都市デザイン課】 車いすに対応した低床バスへの更新を基本とする。 ただし、バス路線網の中には使用できない車両に制限がある道路が含まれるため、更新時の運行状況などに応じて判断する。 運行に使用する車両については、修繕や点検などの状況により、止むを得ず他の車両を使用する場合があります。</p> <p>【障がい福祉係】 移動支援個別支援型（が「バ」の）の利用者は、現在2名であるが、障害福祉サービスによる視覚障がい者の外出支援を行う「同行支援」を利用してできないなど移動に支障を要する方へサービスの提供がないよう助成の継続が必要である。</p>
		<p>また、本市は令和3年に延期された東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会におけるユニバーサルデザインの実現に向けて取り組む「ユニバーサルデザイン」の街づくりや「心のバリアフリー」などの共生社会の実現に向けた取り組みを実施する自治体「共生社会ホストタウン」に登録され、大会以降もその実現を目標としています。</p>	<p>○バリアフリー情報の共有 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会を契機に、観光バリアフリーを推進するたため、一般社団法人・ワイローマツアアプリ「WheelLog」を活用したバリアフリーマップの制作など、バリアフリー情報の共有と更新を進め、障がい者が外出しやすい環境づくりを進めていきます。</p>	<p>交流観光課</p>	<p>【交流観光課】 NZから学ぶ共生社会講座「公益大生に聴く！ユニバーシティから学ぶ共生社会」を開催した。 共生社会の先進国であるNZから共生社会について学ぶ市民向け講座で、東北公益文科大学の武田教授の講義や、学生の研究成果発表を行い、理解を深めてもらった。</p>	<p>【交流観光課】 ホストタウン推進協議会は3年度で解散したが、関係者と連携しながら、レガシーとして引き続き下記の事業に取り組みしていく。 (1) ニューユニバーシティから学ぶ共生社会の実現 ①心のバリアフリー ②バリアフリー観光 ③パラスポーツと共生社会</p>

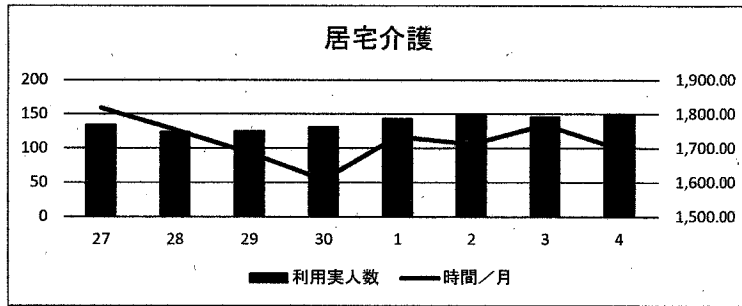
基本目標	重点目標 (2) ボランティア活動の促進	現状と課題(計画策定時)	主要な施策(計画策定時)	担当課	進捗状況(具体的実施内容)	課題及び今後の方向性
	<p>障がいのある人もない人も共に生活し活動できる社会を実現するためには、家族やサードセクターが重要な役割を果たしている。地域社会のあり方が重要であり、ボランティア活動の推進は、市民の心をつなぐ重要な役割を果たしている。また、地域でも、様々なボランティア活動が実施されている。ボランティア活動がみられるのは、福祉関係団体等からであり、ボランティアの依頼が増える中、特に、聴覚障がい者からの依頼が増えている。ボランティア活動がみられるのは、福祉関係団体等からであり、ボランティアの依頼が増える中、特に、聴覚障がい者からの依頼が増えている。ボランティア活動がみられるのは、福祉関係団体等からであり、ボランティアの依頼が増える中、特に、聴覚障がい者からの依頼が増えている。</p>	<p>〇ボランティア活動の促進 地域のボランティア活動を促進するため、市の委託により社会福祉協議会が運営するボランティア活動センター「ボラボラ」を運営している。また、市民へのボランティア活動の促進を図るため、要約筆記、点訳、音訳など、障がい者に対する支援を実施している。また、市民へのボランティア活動の促進を図るため、要約筆記、点訳、音訳など、障がい者に対する支援を実施している。</p>	<p>〇ボランティア活動の促進 地域のボランティア活動を促進するため、市の委託により社会福祉協議会が運営するボランティア活動センター「ボラボラ」を運営している。また、市民へのボランティア活動の促進を図るため、要約筆記、点訳、音訳など、障がい者に対する支援を実施している。また、市民へのボランティア活動の促進を図るため、要約筆記、点訳、音訳など、障がい者に対する支援を実施している。</p>	<p>まちづくり推進課 福祉企画課</p>	<p>【まちづくり推進課】 ボランティア活動推進のための主な施策 〇ボランティア・公益活動センター (R5.3月現在) ・登録団体/140団体 ・ボランティア利用者数/3,295人 ・情報提供/市広報、ボラボラポータルサイト、通信・P、電子メール、ボラボラポータルサイトで随時発信 SNS、交流の場を設けるなど随時発信</p>	<p>【まちづくり推進課】 人口減少や団体の高齢化が課題であり、今後も担い手の確保や活動しやすい環境づくりが必要である。 引き続きボラボラセンターや公益活動に関する各種相談対応やネットワークの構築などにより、団体交流の企画・運営などや、目につきやすいわかりやすい情報発信となるよう工夫し、市民への啓発や情報提供に努める。</p>
					<p>【障がい福祉係】 障がい者に関する支援は、以下のようになっている。 〇聴覚障がい者等に対し、手話奉仕員等を派遣する事業として、コミュニケーション支援事業を実施。 【利用(派遣)実績と主な内容】 ・利用(派遣)回数：86回 ・医療機関受診、福祉会活動への参加 〇手話奉仕員養成のため、手話奉仕員養成講座(手話教室)を実施。 ・開催時期：4月～3月の全40回 ・受講者30名中、3名修了 〇手話奉仕員養成講座修了者向けにステップアップ講座を実施。 ・開催時期：6月～11月の全20回 ・受講者10名 ※講師は、市内に在住する聴覚障がい者が担当</p>	<p>【障がい福祉係】 手話等の福祉ボランティア活動に関しては、市手話教室実施について推進を図って指図書者育成の点では、人材・技術的な面で課題が残るが、聴覚障がい者との交流を通じて、意思疎通におけるバリアフリーが、一定程度進んでいることでは成果を上げている。 そのため、今後も、広報等で呼びかけながら手話教室を実施していくことで、手話を学ぶきっかけを提供し、福祉ボランティア活動の一層の普及に努めていく。</p>

基本目標	重点目標 (3) 防犯対策の推進、消費者的トラブルの防止	現状と課題 (計画策定時)	主要な施策 (計画策定時)	担当課 危機管理課 福祉企画課	進捗状況 (具体的実施内容)	課題及び今後の方向性
		<p>障がい者が地域で安心して生活していくうえで、被害や犯罪に巻き込まれることがないよう体制を整備することが重要である。東日本大震災では、全国で多くの命が失われ、死者の数は被災地住民全体の死亡数の約2倍となる報告もされています。高齢者や障がい者等の要配慮者(防災上何らかの配慮を要する者)について、情報伝達、避難支援、避難生活等、様々な場面で対応が不十分であったと指摘されています。</p> <p>また、近年の異常気象による被害や、新型コロナウイルス感染症の世界的大流行など、日常生活を送るうえで継続して、災害時要配慮者(高齢者や障がいのある方などの自力で避難することが困難な人)台帳(個別計画)の整備、福祉避難所の設置など、災害弱者となる障がい者や高齢者の防災、避難対策を進めています。</p> <p>避難行動要支援者(要配慮者のうち災害時の避難に特に支援を要する人)の避難支援については、地域における自主的な防災活動が大きな役割を担うことから、その基礎となる自主防災組織の設立を促し、地域の要配慮者に対する、老朽化した設備や防災のための改修を行う必要があると見られます。</p>	<p>○防災体制の推進 災害時における障がい者や高齢者の安全を確保するため、避難行動要支援者名簿の整備を行い、災害時要支援者台帳(個別計画)を充実させ、災害時要支援者台帳の活用を促進し、誘導や安否確認がとれる体制づくりを推進します。要配慮者への支援については、地域における自主防災組織の設立を促し、地域の要配慮者に対する研修、訓練の実施を呼びかけ、防災体制の確立を図ります。</p>	<p>まちづくり推進課 福祉企画課</p>	<p>【危機管理課】 ・自主防災組織の組織率100%を目指す。 ・従来の出前講座に加えて自主防災組織はもとより、学校、PTA、婦人組織、愛好会などの地域に密着した組織を対象に防災訓練や研修会などの企画実施を働きかけるとともに、市総合防災訓練への参加を促し、市民の幅広い防災知識の向上に努めていく必要がある。 ・要配慮者の避難支援等を図っていく必要がある。 ・コミュニティセンターなどに避難所運営マニュアルを策定しており、マニュアルを活用した災害時の円滑な避難所運営と地域支援を行う必要がある。</p> <p>【地域福祉係】 ・災害時要支援者避難支援事業では、今後とも防災、福祉の連携による避難行動要支援者の台帳整備を促進するとともに、防災訓練等における台帳の活用促進や、個別避難計画としての内容の充実など、災害時に即した対応が図られるよう進めていく必要がある。</p>	<p>【危機管理課】 ・要配慮者への支援については、地域における自主防災組織の設立を促し、地域の要配慮者に対する研修、訓練の実施を促している。 【自主防災組織の設立状況】 R 2年度未現在 98.7% R 3年度未現在 98.7% R 4年度未現在 98.7% ・地域の防災活動の中心となるリーダーを育成するため、出前講座や女性防災リーダー地域に密着した組織を対象に防災ガイドブックや津波ハサードマップなどの資料を活用した研修会を実施している。</p> <p>【地域福祉係】 ・災害時要支援者避難支援事業において、支援者を発着した個別台帳の整備を行っており、積極的な自治会では要支援者台帳を活用した防災訓練も行われている。</p> <p>【まちづくり推進課】 各地区的防犯協会を通じて地域住民の防犯意識の向上と犯罪の未然防止活動に取り組むため、市広報やホームページ等で啓発活動を行った。</p> <p>【地域福祉係】 ・新・草の根事業(見守りネットワーク支援事業)において、民生委員・児童委員、福祉協力員等による見守り活動が行われている。</p>
	<p>障がい者が高齢者とともに、振り込み詐欺などの消費者や消費生活センターでの相談活動をはじめ民生・児童委員や防犯協会、警察と連携しながら、地域での防犯活動を実施しています。</p>	<p>○消費者トラブルの防止 障がいのある人が消費生活センターで安心して暮らせるよう、防犯広報や出前講座等により今後も啓発に努めます。民生・児童委員や防犯協会、警察との連携により、声かけや見守りなど各種防犯対策を推進します。</p>	<p>まちづくり推進課 福祉企画課</p>	<p>【まちづくり推進課】 防犯には、地域住民の意識の向上と協力が不可欠である。人口減少、少子高齢化、役員の手不足などが進む中、防犯協会の組織維持が難しくなっている。引き続き、地域住民への防犯意識の向上と啓発活動を実施していく。障がい者が消費生活センター等に巻き込まれないよう、引き続き出前講座等により啓発に努めていく。</p>	<p>【地域福祉係】 ・引き続き、地域での見守り活動を推進していく。</p>	

【居宅介護】

【内容】
ヘルパーが自宅を訪問し、入浴や排泄、食事などの介助を行います。

【対象】
区分1以上。身体介護を伴う通院介助は区分2以上。それに相当する状態の障がい児を含む。



【計画値】				30	1	2	3	4	5
利用実人数				116	112	108	149	152	155
時間/月				1,405.00	1,258.00	1,126.00	1,699.00	1,682.00	1,666.00
利用延時間				16,860.00	15,096.00	13,512.00	20,388.00	20,184.00	19,992.00
利用施設数									

【実績値】	27	28	29	30	1	2	3	4	5
利用実人数	134	124	125	131	143	148	146	150	
時間/月	1,817.50	1,754.83	1,687.29	1,608.46	1,734.42	1,712.27	1,769.27	1,697.88	
利用延時間	21,810.00	21,058.00	20,247.50	19,301.50	20,813.00	20,547.25	21,231.25	20,374.50	
利用施設数	13	10	10	8	7	7	7	7	

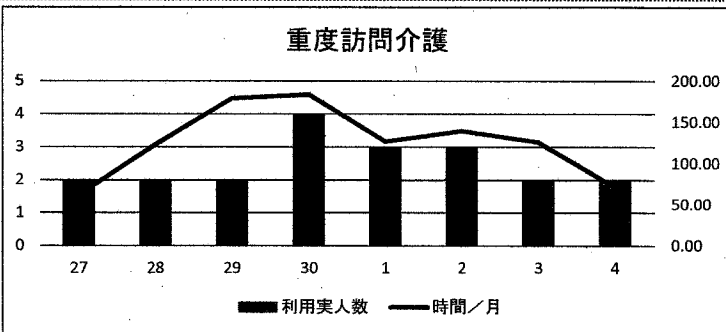
	27	28	29	30	1	2	3	4	平均伸び率
利用実人数	-	92.5%	100.8%	104.8%	109.2%	103.5%	98.6%	102.7%	101.7%
時間/月	-	96.6%	96.2%	95.3%	107.8%	98.7%	103.3%	96.0%	99.1%
利用延時間	-	96.6%	96.2%	95.3%	107.8%	98.7%	103.3%	96.0%	99.1%
利用施設数	-	76.9%	100.0%	80.0%	87.5%	100.0%	100.0%	100.0%	92.1%

4年度の実績	前年度と比較すると利用実人数は微増したが、利用延時間は減少している。
その他	利用延べ時間は年度で増減があるが、利用実人数は平成30年ころから増加が見られる。

【重度訪問介護】

【内容】
重度の障がい者にヘルパーが身体介護や家事援助並びに外出時における移動中の介護など、総合的な居宅介護サービスを提供します。

【対象】
区分4以上。



【計画値】				30	1	2	3	4	5
利用実人数				3	4	4	4	5	6
時間/月				180.00	240.00	240.00	143.00	151.00	160.00
利用延時間				2,160.00	2,880.00	2,880.00	1,716.00	1,812.00	1,920.00
利用施設数									

【実績値】	27	28	29	30	1	2	3	4	5
利用実人数	2	2	2	4	3	3	2	2	
時間/月	62.17	123.21	179.18	183.71	126.96	139.50	126.17	71.71	
利用延時間	746.00	1,478.50	2,150.20	2,204.50	1,523.50	1,674.00	1,514.00	860.50	
利用施設数	2	2	3	3	2	2	1	1	

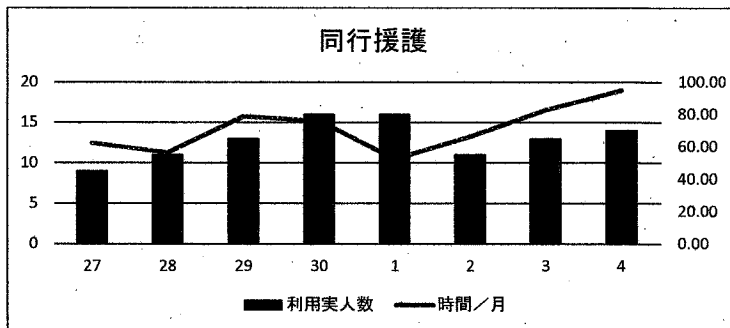
	27	28	29	30	1	2	3	4	平均伸び率
利用実人数	-	100.0%	100.0%	200.0%	75.0%	100.0%	66.7%	100.0%	106.0%
時間/月	-	198.2%	145.4%	102.5%	69.1%	109.9%	90.4%	56.8%	110.3%
利用延時間	-	198.2%	145.4%	102.5%	69.1%	109.9%	90.4%	56.8%	110.3%
利用施設数	-	100.0%	125.0%	120.0%	66.7%	100.0%	50.0%	100.0%	94.5%

4年度の実績	利用者は前年同様だが、利用延べ時間は減少している。
その他	

【同行援護】

【内容】
視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する人に、移動に必要な情報の提供（代筆・代読を含む）、移動の援護等の外出支援を行います。

【対象】
独自の評価指標による。ただし身体介護を伴う場合は区分2以上。



	30	1	2	3	4	5
利用実人数	13	14	15	18	21	21
時間/月	78.00	84.00	90.00	54.00	55.00	56.00
利用延時間	936.00	168.00	180.00	648.00	660.00	672.00
利用施設数						

【実績値】	27	28	29	30	1	2	3	4	5
利用実人数	9	11	13	16	16	11	13	14	
時間/月	62.29	56.29	78.67	75.92	52.38	66.25	82.50	95.00	
利用延時間	747.50	675.50	944.00	911.00	628.50	795.00	990.00	1,140.00	
利用施設数	6	8	7	4	5	5	3	5	

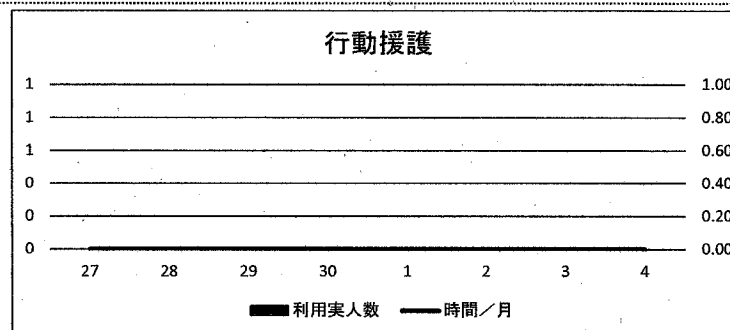
	27	28	29	30	1	2	3	4	平均伸び率
利用実人数	—	122.2%	118.2%	123.1%	100.0%	68.8%	118.2%	107.7%	108.3%
時間/月	—	90.4%	139.7%	96.5%	69.0%	126.5%	124.5%	115.2%	108.8%
利用延時間	—	90.4%	139.7%	96.5%	69.0%	126.5%	124.5%	115.2%	108.8%
利用施設数	—	133.3%	87.5%	57.1%	125.0%	100.0%	60.0%	166.7%	104.2%

4年度の実績	利用実人数、利用延時間ともに前年度より増加している。コロナ禍による活動自粛が軽減されたと捉えている。
その他	酒田市内で利用できる事業所が2箇所しかないのが課題である。

【行動援護】

【内容】
知的障がいや精神障がいにより、行動が困難で常に介護が必要な人に、行動するときに必要な介助や外出時の移動の補助を行います。

【対象】
区分3以上でこれに相当する状態の障がい児を含む。



【計画値】	30	1	2	3	4	5
利用実人数	1	2	3	1	2	3
時間/月	4.00	8.00	12.00	4.00	8.00	12.00
利用延時間	48.00	96.00	144.00	48.00	96.00	144.00
利用施設数						

【実績値】	27	28	29	30	1	2	3	4	5
利用実人数	0	0	0	0	0	0	0	0	
時間/月	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	
利用延時間	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	
利用施設数	0	0	0	0	0	0	0	0	

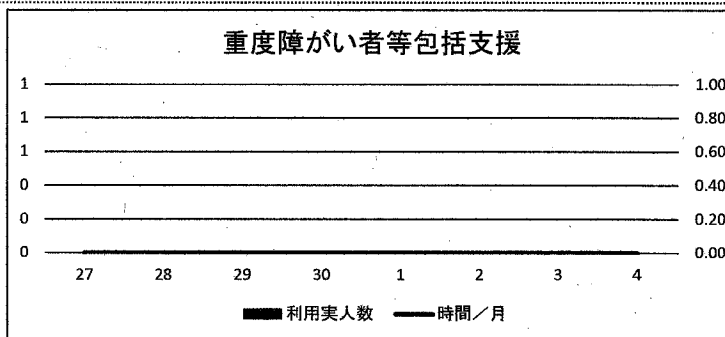
	27	28	29	30	1	2	3	4	平均伸び率
利用実人数	—	—	—	—	—	—	—	—	—
時間/月	—	—	—	—	—	—	—	—	—
利用延時間	—	—	—	—	—	—	—	—	—
利用施設数	—	—	—	—	—	—	—	—	—

4年度の実績	利用実績なし
その他	

【重度障がい者等包括支援】

【内容】
常に介護が必要な最重度の障がいがある人に、居宅介護などの障がい福祉サービスを包括的に提供します。

【対象】
区分6でこれに相当する状態の障がい児含む。



【計画値】	27	28	29	30	1	2	3	4	5
利用実人数				1	1	1	1	1	1
時間/月				240.00	240.00	240.00	240.00	240.00	240.00
利用延時間				2,880.00	2,880.00	2,880.00	2,880.00	2,880.00	2,880.00
利用施設数									

【実績値】	27	28	29	30	1	2	3	4	5
利用実人数	0	0	0	0	0	0	0	0	0
時間/月	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
利用延時間	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
利用施設数	0	0	0	0	0	0	0	0	0

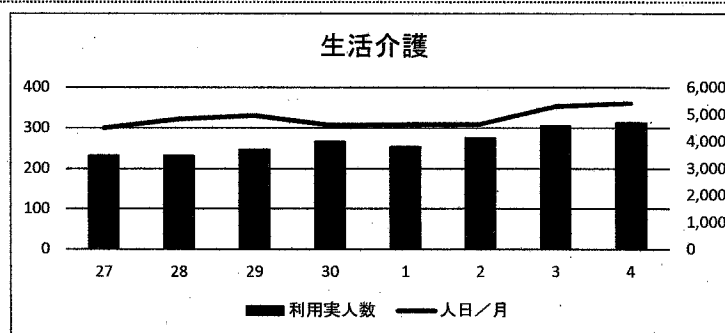
	27	28	29	30	1	2	3	4	平均伸び率
利用実人数	-	-	-	-	-	-	-	-	-
時間/月	-	-	-	-	-	-	-	-	-
利用延時間	-	-	-	-	-	-	-	-	-
利用施設数	-	-	-	-	-	-	-	-	-

4年度の実績	利用実績なし
その他	

【生活介護】

【内容】
常に介護が必要な人に、主に昼間に施設で入浴や排泄、食事の介護や創作活動などの機会を提供します。

【対象】
区分3以上。50歳以上は区分2。ただし入所施設ではそれぞれ区分4と区分3以上。



【計画値】	27	28	29	30	1	2	3	4	5
利用実人数				239	242	246	264	270	275
人日/月				5,302	5,553	5,815	4,534	4,489	4,444
利用延回数				63,624	66,636	69,780	54,408	53,868	53,328
利用施設数									

【実績値】	27	28	29	30	1	2	3	4	5
利用実人数	233	232	247	267	254	276	305	313	
人日/月	4,503	4,834	4,964	4,611	4,626	4,647	5,304	5,418	
利用延回数	54,032	58,010	59,567	55,336	55,507	57,760	63,650	65,015	
利用施設数	26	24	28	25	28	31	30	32	

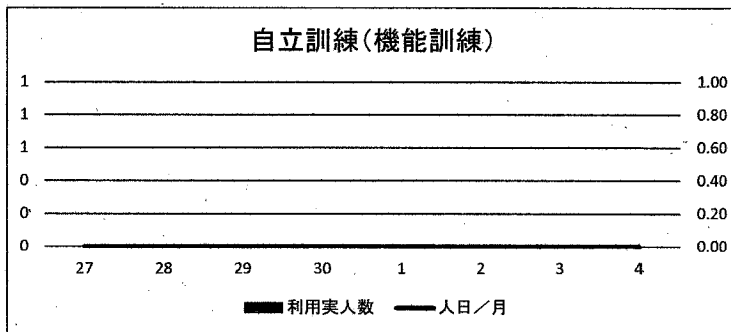
	27	28	29	30	1	2	3	4	平均伸び率
利用実人数	-	99.6%	106.5%	108.1%	95.1%	108.7%	110.5%	102.6%	104.4%
人日/月	-	107.4%	102.7%	92.9%	100.3%	100.5%	114.1%	102.1%	102.9%
利用延回数	-	107.4%	102.7%	92.9%	100.3%	104.1%	110.2%	102.1%	102.8%
利用施設数	-	92.3%	116.7%	89.3%	112.0%	110.7%	96.8%	106.7%	103.5%

4年度の実績	利用実人数、利用延時間ともに前年度より増加している。
その他	食事や入浴等の生活に課題のある方の利用が増えており、今後も利用者は増加すると捉えている。

【自立訓練(機能訓練)】

【内容】
身体障がい者が自立した日常生活・社会生活を営めるよう、必要な身体機能向上(理学療法、作業療法)などの訓練を行います。

【対象】



【計画値】				30	1	2	3	4	5
利用実人数				1	2	2	1	1	1
人日/月				22.00	44.00	44.00	22	22	22
利用延時間				264.00	528.00	528.00	264.00	264.00	264.00
利用施設数									

【実績値】	27	28	29	30	1	2	3	4	5
利用実人数	0	0	0	0	0	0	0	0	0
人日/月	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
利用延時間	0.00	0.00	0.00	0	0	0.00	0	0	0
利用施設数	0	0	0	0	0	0	0	0	0

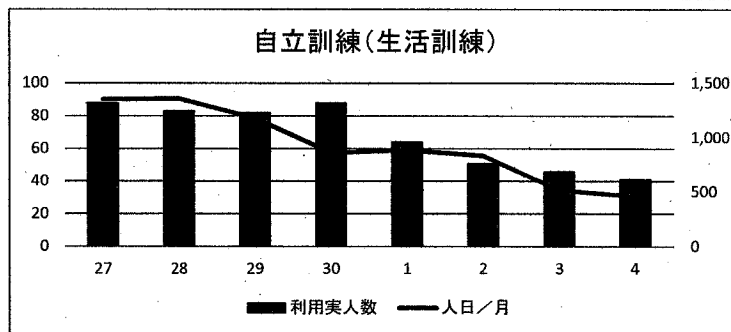
	27	28	29	30	1	2	3	4	平均伸び率
利用実人数	-	-	-	-	-	-	-	-	-
人日/月	-	-	-	-	-	-	-	-	-
利用延時間	-	-	-	-	-	-	-	-	-
利用施設数	-	-	-	-	-	-	-	-	-

4年度の実績	利用実績なし
その他	

【自立訓練(生活訓練)】

【内容】
知的障がい者、精神障がい者が自立した日常生活を営めるよう、生活能力向上などの訓練を行います。

【対象】



【計画値】				30	1	2	3	4	5
利用実人数				85	85	85	60	55	55
人日/月				1,540	1,540	1,540	737	671	610
利用延回数				18,480	18,480	18,480	8,844	8,052	7,320
利用施設数									

【実績値】	27	28	29	30	1	2	3	4	5
利用実人数	88	83	82	88	64	51	46	41	41
人日/月	1,353	1,359	1,179	862	890	836	519	458	458
利用延回数	16,235	16,313	14,152	10,346	10,677	10,036	6,222	5,494	5,494
利用施設数	14	15	13	11	13	13	8	8	8

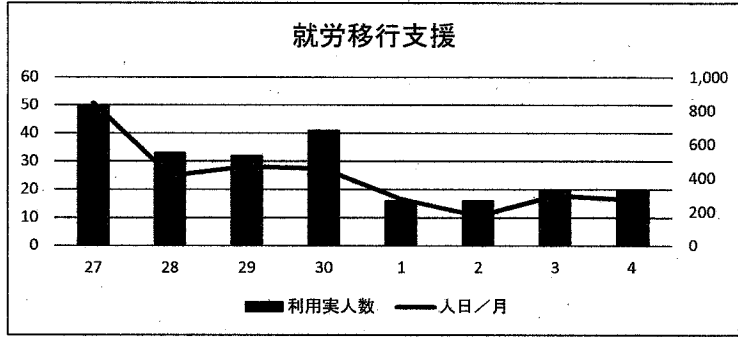
	27	28	29	30	1	2	3	4	平均伸び率
利用実人数	-	94.3%	98.8%	107.3%	72.7%	79.7%	90.2%	89.1%	90.3%
人日/月	-	100.5%	86.8%	73.1%	103.2%	94.0%	62.1%	88.2%	86.8%
利用延回数	-	100.5%	86.8%	73.1%	103.2%	94.0%	62.0%	88.3%	86.8%
利用施設数	-	107.1%	86.7%	84.6%	118.2%	100.0%	61.5%	100.0%	94.0%

4年度の実績	利用実人数、利用延時間ともに減少している。
その他	今後は利用実人数及び利用延べ回数ともに減少が見込まれる。事業所も減少している。

【就労移行支援】

【内容】
就労を希望する65歳未満の障がい者であって、通常の事業所に雇用されると見込まれる者に、生産活動などを通じて知識や能力を養成することで適性にあった就労ができるよう支援（職業訓練）を行います。

【対象】



【計画値】				30	1	2	3	4	5
利用実人数				32	34	35	16	14	14
人日/月				584	625	667	225	203	182
利用延回数				7,008	7,500	8,004	2,700	2,436	2,184
利用施設数									

【実績値】	27	28	29	30	1	2	3	4	5
利用実人数	50	33	32	41	16	16	20	20	
人日/月	846	416	470	457	278	177	297	272	
利用延回数	10,152	4,988	5,634	5,481	3,332	2,824	3,561	3,258	
利用施設数	10	12	10	10	9	9	8	5	

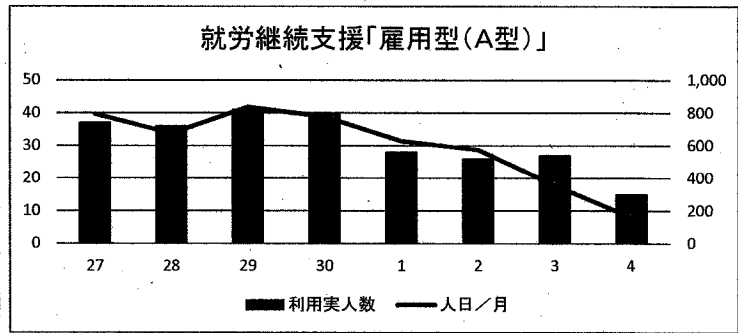
	27	28	29	30	1	2	3	4	平均伸び率
利用実人数	—	66.0%	97.0%	128.1%	39.0%	100.0%	125.0%	100.0%	93.6%
人日/月	—	49.1%	113.0%	97.3%	60.8%	63.7%	167.8%	91.6%	91.9%
利用延回数	—	49.1%	113.0%	97.3%	60.8%	84.8%	126.1%	91.5%	88.9%
利用施設数	—	120.0%	83.3%	100.0%	90.0%	100.0%	88.9%	62.5%	92.1%

4年度の実績	利用実人数は前年度と同様だが、利用延回数は減少した。
その他	事業所が減っており、利用できる事業所が少ないのが課題である。

【就労継続支援「雇用型(A型)」】

【内容】
就労移行支援事業を利用したが一般企業の雇用に結びつかなかった者等を雇用し、職業訓練を行うことによって、一般就労への移行を支援します。事業者と利用者は雇用契約を締結し、労働関係法規が適用されます。

【対象】



【計画値】				30	1	2	3	4	5
利用実人数				36	36	36	25	24	23
人日/月				674	672	671	580	556	534
利用延回数				8,088	8,064	8,052	6,960	6,672	6,408
利用施設数									

【実績値】	27	28	29	30	1	2	3	4	5
利用実人数	37	36	41	40	28	26	27	15	
人日/月	794	676	837	779	629	576	358	161	
利用延回数	9,524	8,106	10,041	9,348	7,547	6,910	4,292	1,929	
利用施設数	4	6	4	4	3	4	5	3	

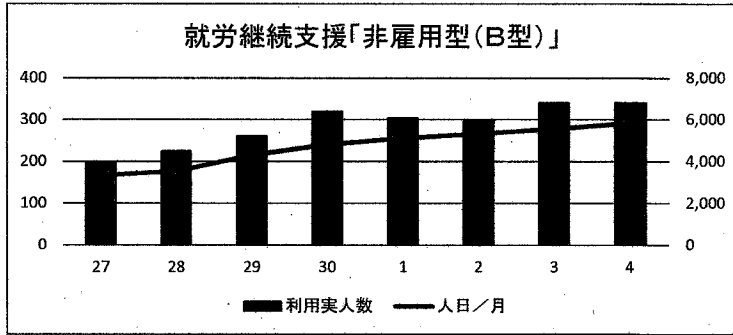
	27	28	29	30	1	2	3	4	平均伸び率
利用実人数	—	97.3%	113.9%	97.6%	70.0%	92.9%	103.8%	55.6%	90.1%
人日/月	—	85.1%	123.9%	93.1%	80.7%	91.6%	62.2%	45.0%	83.1%
利用延回数	—	85.1%	123.9%	93.1%	80.7%	91.6%	62.1%	44.9%	83.1%
利用施設数	—	150.0%	66.7%	100.0%	75.0%	133.3%	125.0%	60.0%	101.4%

4年度の実績	利用実人数、利用延時間は大幅に減少した。
その他	令和3年9月に1事業所が閉所し、令和4年7月に新たに酒田市内に1事業所が開所した。

【就労継続支援「非雇用型(B型)」】

【内容】
就労移行支援事業を利用したが一般企業の雇用に結びつかなかった者等を対象に、職業訓練を通して、一般就労に向けた支援を行います。

【対象】 雇用契約を行わない



【計画値】				30	1	2	3	4	5
利用実人数				319	380	453	381	427	478
人日/月				4,935	5,827	6,882	6,305	6,998	7,768
利用延回数				59,220	69,924	82,584	75,660	83,976	93,216
利用施設数									

【実績値】	27	28	29	30	1	2	3	4	5
利用実人数	196	225	261	320	304	297	340	341	
人日/月	3,338	3,538	4,311	4,806	5,117	5,327	5,561	5,835	
利用延回数	40,055	42,456	51,730	57,675	61,402	63,923	66,728	70,024	
利用施設数	34	34	37	38	41	43	43	42	

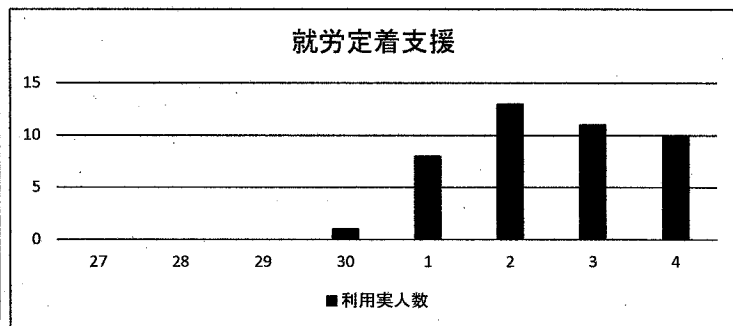
	27	28	29	30	1	2	3	4	平均伸び率
利用実人数	—	114.8%	116.0%	122.6%	95.0%	97.7%	114.5%	100.3%	108.7%
人日/月	—	106.0%	121.8%	111.5%	106.5%	104.1%	104.4%	104.9%	108.5%
利用延回数	—	106.0%	121.8%	111.5%	106.5%	104.1%	104.4%	104.9%	108.5%
利用施設数	—	100.0%	108.8%	102.7%	107.9%	104.9%	100.0%	97.7%	103.1%

4年度の実績	利用実人数は前年同様だが、利用延時間は増加している。
その他	グラフを見てわかるとおり、年々増加している状況である。

【就労定着支援】

【内容】
一般就労した障がい者が職場に定着できるよう、一定期間、事業所・家族との連絡調整等の支援を行います。

【対象】



【計画値】				30	1	2	3	4	5
利用実人数				3	4	5	10	10	10
人日/月									
利用延回数									
利用施設数									

【実績値】	27	28	29	30	1	2	3	4	5
利用実人数	0	0	0	1	7	13	11	10	
人日/月	0.00	0.00	0.00	1.00	9.00	10.00	10	9	
利用延回数	0.00	0.00	0.00	1.00	62.00	118.00	125	108	
利用施設数	0	0	0	1	2	2	2	2	

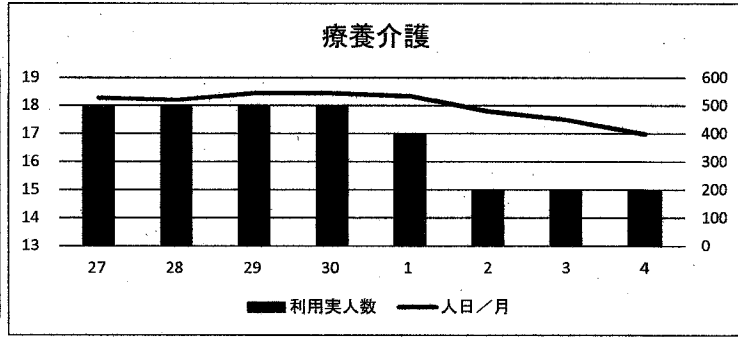
	27	28	29	30	1	2	3	4	平均伸び率
利用実人数	—	—	—	—	700.0%	185.7%	84.6%	90.9%	265.3%
人日/月	—	—	—	—	900.0%	111.1%	100.0%	90.0%	300.3%
利用延回数	—	—	—	—	6200.0%	190.3%	105.9%	86.4%	1645.7%
利用施設数	—	—	—	—	200.0%	100.0%	100.0%	100.0%	125.0%

4年度の実績	利用実人数は1人減少し、利用延回数減少した。
その他	

【療養介護】

【内容】
医療が必要な障がい者で常に介護が必要な人に、医療機関で機能訓練や療養上の管理、看護、介護などを提供します。

【対象】
区分6の筋萎縮性側索硬化症等気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理者。区分5以上の筋ジストロフィー患者等。



【計画値】				30	1	2	3	4	5
利用実人数				20	21	22	16	16	16
人日/月				600	630	660	480	480	480
利用延回数									
利用施設数									

【実績値】	27	28	29	30	1	2	3	4	5
利用実人数	18	18	18	18	17	15	15	15	
人日/月	528	520	545	545	534	480	450	399	
利用延回数	6,331	6,241	6,545	6,542	6,412	5,759	5,397	4,784	
利用施設数	4	4	4	4	4	4	4	4	

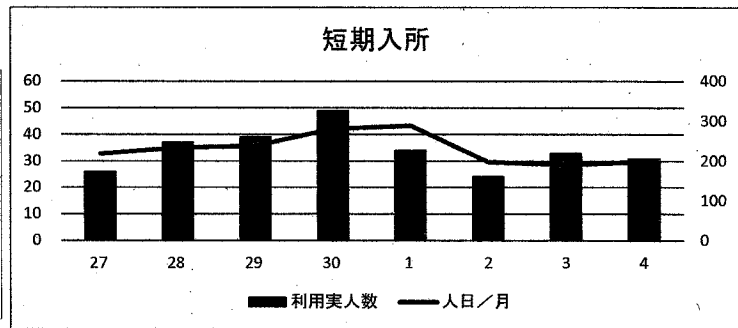
	27	28	29	30	1	2	3	4	平均伸び率
利用実人数	—	100.0%	100.0%	100.0%	94.4%	88.2%	100.0%	100.0%	97.5%
人日/月	—	98.6%	104.9%	100.0%	98.0%	89.8%	93.8%	88.7%	96.2%
利用延回数	—	98.6%	104.9%	100.0%	98.0%	89.8%	93.7%	88.6%	96.2%
利用施設数	—	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

4年度の実績	利用実人数は前年度同様である。
その他	

【短期入所】

【内容】
在宅での介護が一時的に困難になった場合に、短期間施設に入所し、夜間も含め施設で入浴や排泄、食事の介護などのサービスを提供します。

【対象】
区分1以上。障がい児については別に定める区分が1以上。



【計画値】				30	1	2	3	4	5
利用実人数				44	48	52	42	46	52
人日/月				251	260	270	331	354	379
利用延回数									
利用施設数									

【実績値】	27	28	29	30	1	2	3	4	5
利用実人数	26	37	39	49	34	24	33	31	
人日/月	219	234	239	281	289	198	191	199	
利用延回数	2,625	2,810	2,865	3,373	3,466	2,376	2,291	2,392	
利用施設数	10	10	10	11	12	12	13	12	

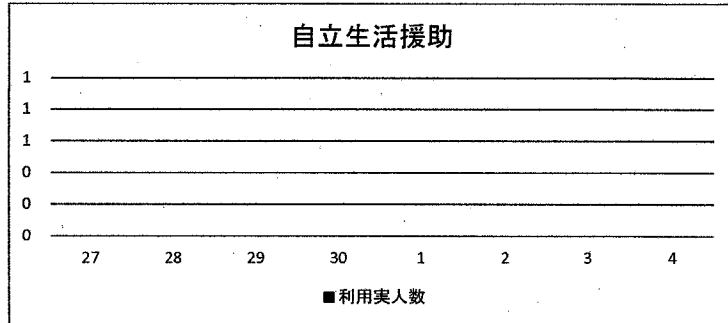
	27	28	29	30	1	2	3	4	平均伸び率
利用実人数	—	142.3%	105.4%	125.6%	69.4%	70.6%	137.5%	93.9%	106.4%
人日/月	—	107.0%	102.0%	117.7%	102.8%	68.6%	96.5%	104.2%	99.8%
利用延回数	—	107.0%	102.0%	117.7%	102.8%	68.6%	96.4%	104.4%	99.8%
利用施設数	—	100.0%	100.0%	110.0%	109.1%	100.0%	108.3%	92.3%	102.8%

4年度の実績	利用実人数は前年度より減少したが、利用延回数は増加している。
その他	

【自立生活援助】

【内容】
障害者支援施設やグループホーム等から一人暮らしを希望する障がい者に対して、一定期間、定期的な巡回訪問や適切な支援を行います。

【対象】



【計画値】	27	28	29	30	1	2	3	4	5
利用実人数				30	1	2	3	4	5

【実績値】	27	28	29	30	1	2	3	4	5
利用実人数	0	0	0	0	0	0	0	0	0

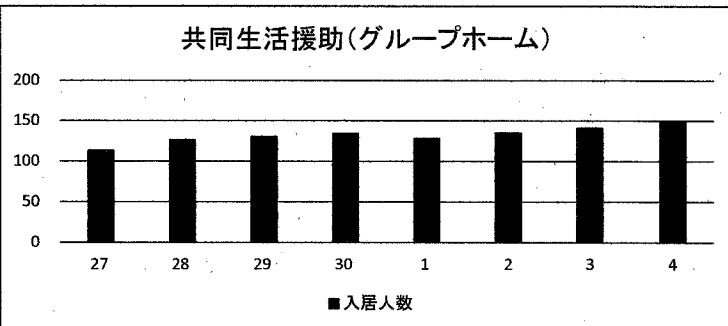
	27	28	29	30	1	2	3	4	平均伸び率
利用実人数	-	-	-	-	-	-	-	-	-

4年度の実績	利用実績なし								
その他									

【共同生活援助(グループホーム)】

【内容】
地域で共同生活を営むのに支障のない人に、共同生活を営む住居において、主に夜間に相談、入浴、排泄、食事の介護、その他の日常生活上の援助を行います。

【対象】



【計画値】	27	28	29	30	1	2	3	4	5
入居人数				152	168	184	136	140	144
利用施設数									

【実績値】	27	28	29	30	1	2	3	4	5
入居人数	113	126	130	134	128	135	141	150	
利用施設数	21	18	25	22	23	23	24	25	

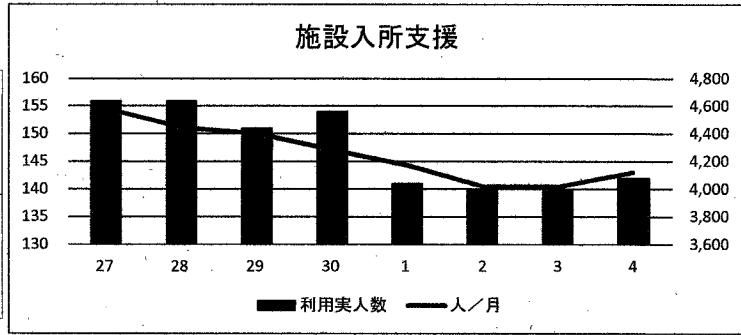
	27	28	29	30	1	2	3	4	平均伸び率
入居人数	-	111.5%	103.2%	103.1%	95.5%	105.5%	104.4%	106.4%	104.2%
利用施設数	-	85.7%	138.9%	88.0%	104.5%	100.0%	104.3%	104.2%	103.7%

4年度の実績	入居者数は前年度より増加している。								
その他	入居施設の整備が進めば今後も入居者数は増加していくものと見込まれる。								

【施設入所支援】

【内容】
施設入所者に対して、主に夜間に入浴、排泄、食事の介護などのサービスを提供します。

【対象】
区分4以上。50歳以上は区分3以上。



【計画値】				30	1	2	3	4	5
利用実人数				150	149	147	140	139	137
人/月				4,500	4,470	4,410	4,200	4,170	4,110
利用延回数									
利用施設数									

【実績値】	27	28	29	30	1	2	3	4	5
利用実人数	156	156	151	154	141	140	140	142	
人日/月	4,580	4,445	4,401	4,284	4,172	4,020	4,017	4,121	
利用延回数	54,955	53,338	52,816	51,405	50,066	48,238	48,198	49,447	
利用施設数	16	15	16	15	13	14	12	12	

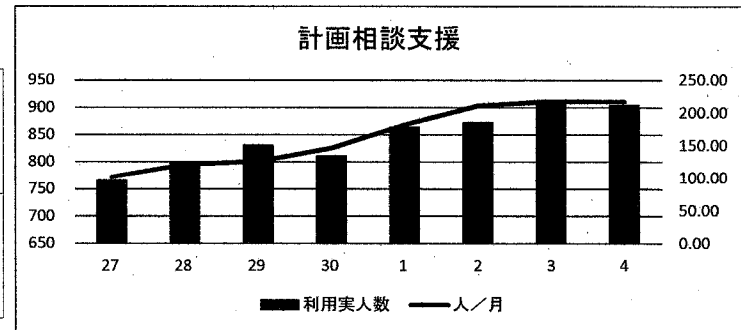
	27	28	29	30	1	2	3	4	平均伸び率
利用実人数	—	100.0%	96.8%	102.0%	91.6%	99.3%	100.0%	101.4%	98.7%
人日/月	—	97.1%	99.0%	97.3%	97.4%	96.4%	99.9%	102.6%	98.5%
利用延回数	—	97.1%	99.0%	97.3%	97.4%	96.3%	99.9%	102.6%	98.5%
利用施設数	—	93.8%	106.7%	93.8%	86.7%	107.7%	85.7%	100.0%	96.3%

4年度の実績	前年度と比較して利用実人数は2名増加し、利用延回数も増加している。
その他	

【計画相談支援】

【内容】
障がい福祉サービスを利用する際に、サービス利用にかかる計画作成、利用調整などの支援を行います。

【対象】



【計画値】				30	1	2	3	4	5
利用実人数				898	952	1,009	822	874	926
人/月				196	233	277	193	199	205
利用延回数									
利用施設数									

【実績値】	27	28	29	30	1	2	3	4	5
利用実人数	766	799	831	811	864	873	907	904	
人日/月	102	121	126	146	182	211	218	217	
利用延回数	1,221	1,452	1,512	1,757	2,184	2,533	2,616	2,598	
利用施設数	27	27	28	27	29	32	32	33	

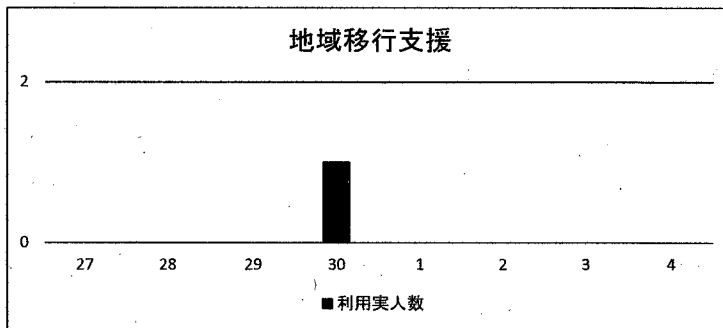
	27	28	29	30	1	2	3	4	平均伸び率
利用実人数	—	104.3%	104.0%	97.6%	106.5%	101.0%	103.9%	99.7%	102.4%
人日/月	—	118.9%	104.1%	116.2%	124.3%	115.9%	103.3%	99.5%	111.8%
利用延回数	—	118.9%	104.1%	116.2%	124.3%	116.0%	103.3%	99.3%	111.7%
利用施設数	—	100.0%	103.7%	96.4%	107.4%	110.3%	100.0%	103.1%	103.0%

4年度の実績	利用実人数は、利用延時間ともに前年度とほぼ同様である。
その他	

【地域移行支援】

【内容】
住宅の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談などの支援を行います。

【対象】



【計画値】	27	28	29	30	1	2	3	4	5
利用実人数				30	1	2	3	4	5
利用施設数				2	4	6	2	4	6

【実績値】	27	28	29	30	1	2	3	4	5
利用実人数	0	0	0	1	0	0	0	0	0
利用施設数	0	0	0	1	0	0	0	0	0

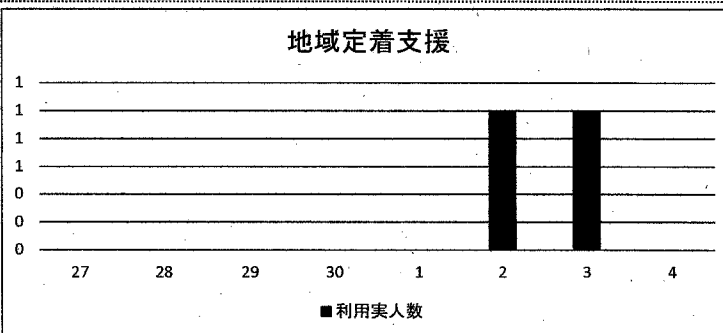
	27	28	29	30	1	2	3	平均伸び率	平均伸び率
利用実人数	—	—	—	—	—	—	—	—	—
利用施設数	—	—	—	—	—	—	—	—	—

4年度の実績	実績なし
その他	

【地域定着支援】

【内容】
常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態等に相談などの支援を行います。

【対象】



【計画値】	27	28	29	30	1	2	3	4	5
利用実人数				3	6	9	2	4	6
利用施設数									

【実績値】	27	28	29	30	1	2	3	4	5
利用実人数	0	0	0	0	0	1	1	0	0
利用施設数	0	0	0	0	0	1	1	0	0

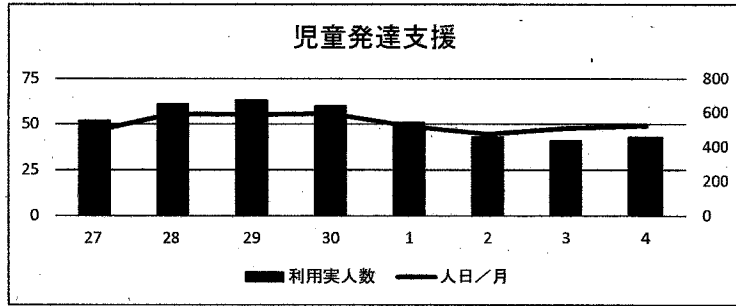
	27	28	29	30	1	2	3	平均伸び率	平均伸び率
利用実人数	—	—	—	—	—	—	100.0%	0.0%	—
利用施設数	—	—	—	—	—	—	100.0%	0.0%	—

4年度の実績	実績なし。
その他	

【児童発達支援】

【内容】
日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行います。

【対象】
療育の観点から集団療育及び個別療育を行う必要があると認められる未就学の障がい児。



【計画値】				30	1	2	3	4	5
利用実人数				84	98	114	39	37	36
人日/月				476	426	380	501	493	486
利用日数									
利用施設数									

【実績値】	27	28	29	30	1	2	3	4	5
利用実人数	52	61	63	60	51	43	41	43	
人日/月	494	594	589	595	521	476	509	525	
利用延回数	5,926.00	7,125.00	7,073.00	7,141.00	6,253.00	5,715.00	6,104.00	6,295	
利用施設数	4	5	6	6	4	3	5	4	

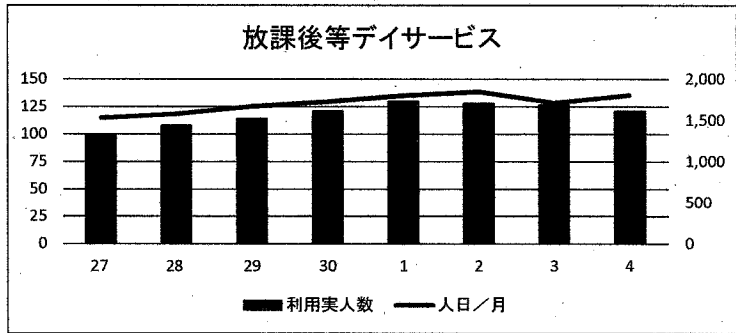
	27	28	29	30	1	2	3	4	平均伸び率
利用実人数	—	117.3%	103.3%	95.2%	85.0%	84.3%	95.3%	104.9%	97.9%
人日/月	—	120.2%	99.3%	101.0%	87.6%	91.3%	106.9%	103.1%	101.4%
利用延回数	—	120.2%	99.3%	101.0%	87.6%	91.4%	106.8%	103.1%	101.3%
利用施設数	—	125.0%	120.0%	100.0%	66.7%	75.0%	166.7%	80.0%	104.8%

4年度の実績	前年度と比較して、月利用人数、利用延べ回数ともに増となっている。
その他	

【放課後等デイサービス】

【内容】
授業の終了後または学校の休業日に、放課後等デイサービス等の施設に通わせ、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他必要な支援を行います。

【対象】
学校教育法第1条に規定している学校（幼稚園及び大学を除く）に就学しており、授業の終了後または休日に支援が必要と認められた障がい児。



【計画値】				30	1	2	3	4	2
利用実人数				123	131	140	126	135	144
人日/月				1,728	1,826	1,930	1,972	2,062	2,156
利用日数									
利用施設数									

【実績値】	27	28	29	30	1	2	3	4	5
利用実人数	100	108	114	121	130	128	127	121	
人日/月	1,532	1,578	1,670	1,729	1,804	1,848	1,715	1,806	
利用延回数	18,378	18,938	20,038	20,747	21,646	22,175	20,584	21,673	
利用施設数	11	13	13	14	13	15	17	18	

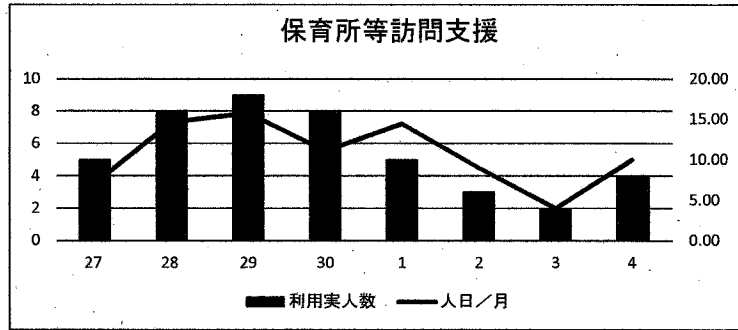
	27	28	29	30	1	2	3	4	平均伸び率
利用実人数	—	108.0%	105.6%	106.1%	107.4%	98.5%	99.2%	95.3%	102.9%
人日/月	—	103.0%	105.8%	103.5%	104.3%	102.4%	92.8%	105.3%	102.5%
利用延回数	—	103.0%	105.8%	103.5%	104.3%	102.4%	92.8%	105.3%	102.5%
利用施設数	—	118.2%	100.0%	107.7%	92.9%	115.4%	113.3%	105.9%	107.6%

4年度の実績	利用実人数は前年度並みであるが、月利用人数が増となっている。
その他	

【保育所等訪問支援】

【内容】
保育所等を訪問し、障がい児に対して、障がい児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援その他必要な支援を行います。

【対象】
保育所、幼稚園、小学校、特別支援学校、認定こども園その他の児童が集団生活を営む施設に通う障がい児であって、当該施設を訪問し、専門的な支援が必要と認められた障がい児。



【計画値】				30	1	2	3	4	5
利用実人数				10	10	10	4	4	4
人日/月				18	18	18	16	17	17
利用日数									
利用施設数									

【実績値】	27	28	29	30	1	2	3	4	5
利用実人数	5	8	9	8	5	3	2	4	
人日/月	7	15	16	11	14	9	4	10	
利用延回数	85	176	189	133	173	113	42	125	
利用施設数	1	1	1	1	1	1	1	1	

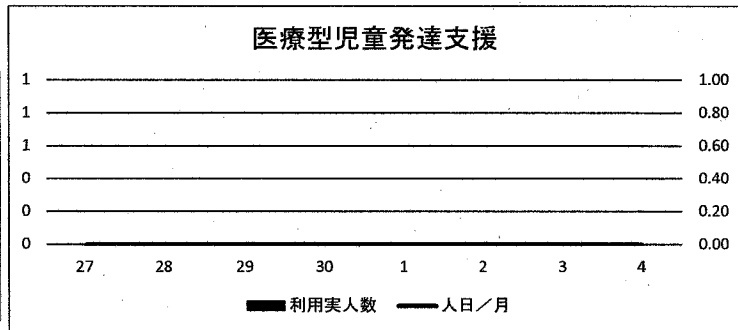
	27	28	29	30	1	2	3	4	平均伸び率
利用実人数	—	160.0%	112.5%	88.9%	62.5%	60.0%	66.7%	200.0%	107.2%
人日/月	—	207.1%	107.4%	70.4%	130.1%	62.4%	44.4%	250.0%	124.5%
利用延回数	—	207.1%	107.4%	70.4%	130.1%	65.3%	37.2%	297.6%	130.7%
利用施設数	—	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

4年度の実績	前年度比で実利用人数、利用延べ回数ともに増となっている。
その他	

【医療型児童発達支援】

【内容】
児童発達支援及び治療を行います。

【対象】
肢体不自由児（上肢、下肢または体幹の機能障がい）があり、理学療法等の機能訓練または医療的管理下での支援が必要であると認められた障がい児）



【計画値】				30	1	2	3	4	5
利用実人数				1	1	1	1	1	1
人日/月				1	1	1	1	1	1
利用日数									
利用施設数									

【実績値】	27	28	29	30	1	2	3	4	5
利用実人数	0	0	0	0	0	0	0	0	
人日/月	0	0	0	0	0	0	0	0	
利用延回数	0	0	0	0	0	0	0	0	
利用施設数	0	0	0	0	0	0	0	0	

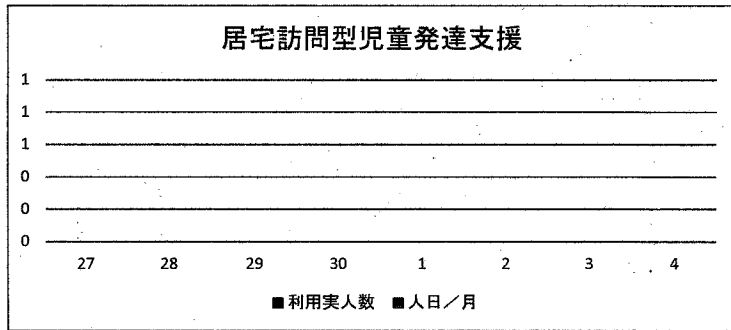
	27	28	29	30	1	2	3	4	平均伸び率
利用実人数	—	—	—	—	—	—	—	—	—
人日/月	—	—	—	—	—	—	—	—	—
利用延回数	—	—	—	—	—	—	—	—	—
利用施設数	—	—	—	—	—	—	—	—	—

4年度の実績	利用実績なし
その他	

【居宅訪問型児童発達支援】

【内容】
障がい児の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を行います。

【対象】
重症心身障がい児などの重度の障がい児であって、児童発達支援等の障がい児通所支援を受けるために外出することが著しく困難な障がい児。



【計画値】	27	28	29	30	1	2	3	4	5	
利用実人数				30	1	1	2	3	4	5
人日/月				1	1	1	4	4	4	4
利用延回数										
利用施設数										

【実績値】	27	28	29	30	1	2	3	4	5
利用実人数	0	0	0	0	0	0	1	0	
人日/月	0	0	0	0	0	0	0	0	
利用延回数	0	0	0	0	0	0	1	0	
利用施設数	0	0	0	0	0	0	1	0	

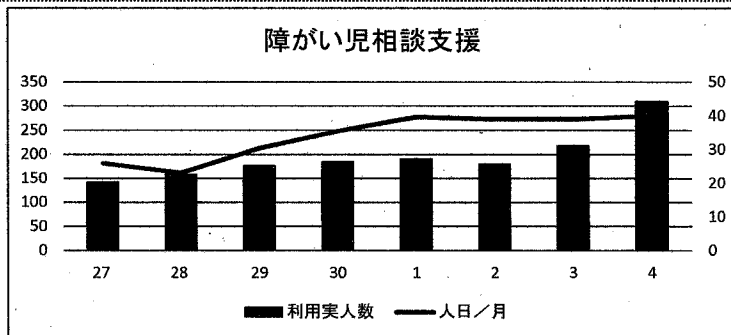
	27	28	29	30	1	2	3	4	平均伸び率
利用実人数	-	-	-	-	-	-	-	-	-
人日/月	-	-	-	-	-	-	-	-	-
利用延回数	-	-	-	-	-	-	-	-	-
利用施設数	-	-	-	-	-	-	-	-	-

4年度の実績	利用実績なし
その他	

【障がい児相談支援】

【内容】
障がい児通所支援を利用する際に、サービス利用にかかる計画作成、利用調整などの支援を行います。

【対象】
障がい児。



	27	28	29	30	1	2	3	4	5
利用実人数				30	1	2	3	4	5
人日/月				28	29	30	19	20	22
利用日数									
利用施設数									

【実績値】	27	28	29	30	1	2	3	4	5
利用実人数	142	159	177	185	191	180	218	224	
人日/月	26	23	30	36	40	39	39	40	
利用延回数	312	278	365	426	476	466	464	499	
利用施設数	9	9	8	9	10	10	12	12	

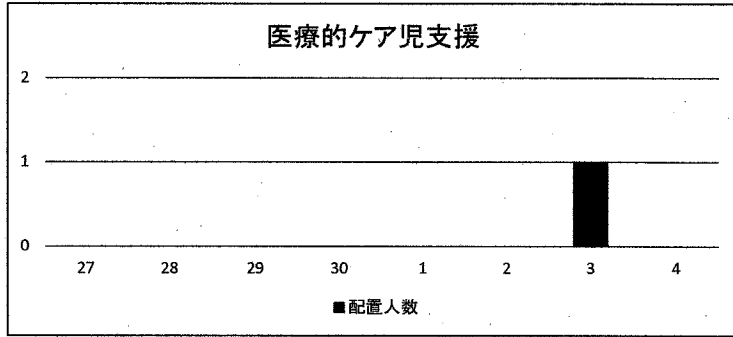
	27	28	29	30	1	2	3	4	平均伸び率
利用実人数	-	112.0%	111.3%	104.5%	103.2%	94.2%	121.1%	102.8%	107.0%
人日/月	-	89.1%	131.3%	116.7%	111.7%	98.3%	100.0%	102.6%	107.1%
利用延回数	-	89.1%	131.3%	116.7%	111.7%	97.9%	99.6%	107.5%	107.7%
利用施設数	-	100.0%	88.9%	112.5%	111.1%	100.0%	120.0%	100.0%	104.6%

4年度の実績	前年度比で利用実人数、利用延べ回数は微増している。
その他	

【医療的ケア児支援】

【内容】
医療的ケア児に対し、関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置を行います。

【対象】
障がい児。



【計画値】	27	28	29	30	1	2	3	4	5	
配置人数				30	1	1	2	3	4	5
				1	1	1	1	1	1	1

【実績値】	27	28	29	30	1	2	3	4	5
利用実人数	0	0	0	0	0	0	1	1	

	27	28	29	30	1	2	3	4	平均伸び率
利用実人数	-	-	-	-	-	-	-	-	-

4年度の実績	令和3年度より、発達支援室に1名配置している。								
その他									

第7期酒田市障がい福祉計画・第3期酒田市障がい児福祉計画の策定について

1 計画の位置づけ

酒田市障がい福祉計画及び酒田市障がい児計画は、国の基本指針（令和5月19日告示）に基づいて、各年度における障がい福祉サービス等（通所支援等）の量と提供体制を確保するための計画になります。

2 根拠法令

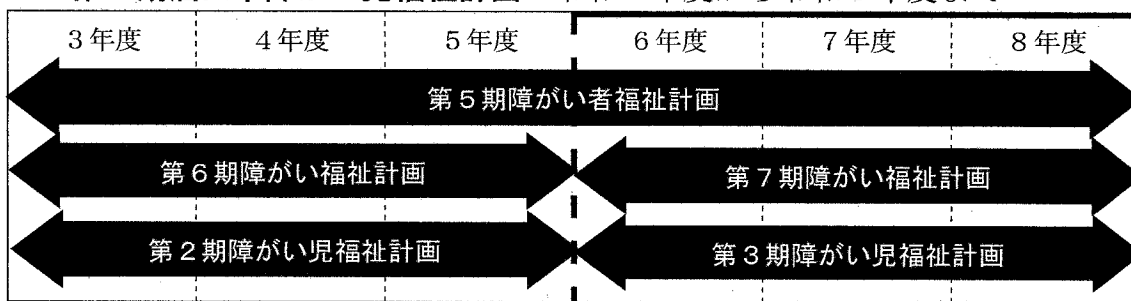
第7期酒田市障がい福祉計画：障害者総合支援法第88条第1項

第3期酒田市障がい児福祉計画：児童福祉法第33条第20項

3 計画期間

第7期酒田市障がい福祉計画：令和6年度から令和8年度まで

第3期酒田市障がい児福祉計画：令和6年度から令和8年度まで



4 計画策定の体制について

障がい福祉計画等の作成にあたっては、作成委員会等を開催するなど意見の集約の場を設け、障がい者等を始め幅広い関係者の意見を反映します。

5 障がい者等のサービスの利用実態及びニーズの把握

障がい者等のサービスの利用実態の分析等を行うとともに、必要な量を見込む際は、アンケートやヒアリング等によるニーズ調査等を行います。

6 計画策定までの予定

令和5年	7月	サービス見込等算出作業
	7月下旬	サービス見込量の報告（山形県障がい福祉課）
	8月中旬	アンケートによるニーズ調査
	8月28日	障がい者地域自立支援協議会の開催 （計画の説明、内容の検討）
	9月～	サービス見込等再検討
令和6年	12月	パブリックコメントの実施
	2月～3月	民生常任委員会へ報告 障がい者地域自立支援協議会の開催 （計画の最終確認）
	3月下旬	計画策定、県へ報告

「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」改正後 概要

1. 基本指針について

- 「基本指針」（大臣告示）は、市町村及び都道府県が障害福祉計画及び障害児福祉計画を定めるに当たったての基本的な方針。
- 都道府県及び市町村は、基本指針に則して原則3か年の「障害福祉計画」及び「障害児福祉計画」を策定。
- 第7期障害福祉計画及び第3期障害児福祉計画に係る基本指針は、令和5年5月19日に告示。

計画期間は令和6年4月～令和9年3月※。 ※ 3年を一期として作成することを基本としつつ、都道府県及び市町村が地域の実情や報酬改定・制度改正の影響の有無を考慮して、柔軟な期間設定が可能。

2. 本指針の構成

第一 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保に関する基本的事項

- 一 基本的理念
- 二 障害福祉サービスの提供体制の確保に関する基本的考え方
- 三 相談支援の提供体制の確保に関する基本的考え方
- 四 障害児支援の提供体制の確保に関する基本的考え方

34

第二 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保に係る目標（成果目標）

- 一 福祉施設の入所者の地域生活への移行
- 二 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
- 三 地域生活支援の充実
- 四 福祉施設から一般就労への移行等
- 五 障害児支援の提供体制の整備等
- 六 相談支援体制の充実・強化等
- 七 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

第三 計画の作成に関する事項

- 一 計画の作成に関する基本的事項
- 二 市町村障害福祉計画及び市町村障害児福祉計画の作成に関する事項
- 三 都道府県障害福祉計画及び都道府県障害児福祉計画の作成に関する事項
- 四 その他

第四 その他自立支援給付及び地域生活支援事業並びに障害児通所支援等の円滑な実施を確保するために必要な事項等

- 一 障害者等に対する虐待の防止
- 二 意思決定支援の促進
- 三 障害者等の芸術文化活動支援による社会参加等の促進
- 四 障害者等による情報の取得利用・意思疎通の推進
- 五 障害を理由とする差別的解消の推進
- 六 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等を提供する事業所における利用者の安全確保に向けた取組や事業所における研修等の充実

3. 基本指針見直しの主な事項

①入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援

- ・重度障害者等への支援に係る記載の拡充
- ・障害者総合支援法の改正による地域生活支援拠点等の整備の努力義務化等を踏まえた見直し

②精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

- ・精神保健福祉法の改正等を踏まえた更なる体制整備
- ・医療計画との連動性を踏まえた目標値の設定

③福祉施設から一般就労への移行等

- ・一般就労への移行及び定着に係る目標値の設定
- ・一般就労中の就労系障害福祉サービスの一時利用に係る記載の追記

④障害児のサービス提供体制の計画的な構築

- ・児童発達支援センターの機能強化と地域の体制整備
- ・障害児入所施設からの移行調整の取組の推進
- ・医療的ケア児等支援法の施行による医療的ケア児等に対する支援体制の充実
- ・聴覚障害児への早期支援の推進の拡充

⑤発達障害者等支援の一層の充実

- ・ペアレントトレーニング等プログラム実施者養成推進
- ・発達障害者地域支援マネージャーによる困難事例に対する助言等の推進

⑥地域における相談支援体制の充実強化

- ・基幹相談支援センターの設置等の推進
- ・協議会の活性化に向けた成果目標の新設

⑦障害者等に対する虐待の防止

- ・自治体による障害者虐待への組織的な対応の徹底
- ・精神障害者に対する虐待の防止に係る記載の新設

⑧「地域共生社会」の実現に向けた取組

- ・社会福祉法に基づく地域福祉計画等との連携や、市町村による包括的な支援体制の構築の推進に係る記載の新設

⑨障害福祉サービスの質の確保

- ・都道府県による相談支援専門員等への意思決定支援ガイドライン等を活用した研修等の実施を活動指標に追加

⑩障害福祉人材の確保・定着

- ・ICTの導入等による事務負担の軽減等に係る記載の新設
- ・相談支援専門員及びサービス管理責任者等の研修修了者数等を活動指標に追加

⑪よりきめ細かい地域ニーズを踏まえた障害（児）福祉計画の策定

- ・障害福祉DBの活用等による計画策定の推進
- ・市町村内により細かい地域単位や重度障害者等のニーズ把握の推進

⑫障害者による情報の取得利用・意思疎通の推進

- ・障害特性に配慮した意思疎通支援や支援者の養成等の促進に係る記載の新設

⑬障害者総合支援法に基づく難病患者への支援の明確化

- ・障害福祉計画等の策定時における難病患者、難病相談支援センター等からの意見の尊重
- ・支援ニーズの把握及び特性に配慮した支援体制の整備

⑭その他：地方分権提案に対する対応

- ・計画期間の柔軟化
- ・サービスの見込量以外の活動指標の策定を任意化

4. 成果目標(計画期間が終了する令和8年度末の目標)

①施設入所者の地域生活への移行

- ・地域移行者数：令和4年度末施設入所者数の6%以上
- ・施設入所者数：令和4年度末の5%以上削減

②精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

- ・精神障害者の精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数：325.3日以上
- ・精神病床における1年以上入院患者数
- ・精神病床における早期退院率：3か月後68.9%以上、6か月後84.5%以上、1年後91.0%以上

③地域生活支援の充実

- ・各市町村において地域生活支援拠点等を整備するとともに、コーディネーターの配置などによる効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、また、年1回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況の検証・検討を行うこと
- ・強度行動障害を有する者に関し、各市町村又は圏域において支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進めること【新規】

④福祉施設から一般就労への移行等

- ・一般就労への移行者数：令和3年度実績の1.28倍以上
- ・就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所：就労移行支援事業所の5割以上【新規】
- ・各都道府県は地域の就労支援ネットワークの強化、関係機関の連携した支援体制を構築するため、協議会を活用して推進【新規】

④福祉施設から一般就労への移行等(続き)

- ・就労定着支援事業の利用者数：令和3年度末実績の1.41倍以上
- ・就労定着支援事業利用終了後一定期間の就労定着率が7割以上となる就労定着支援事業所の割合：2割5分以上

⑤障害児支援の提供体制の整備等

- ・児童発達支援センターの設置：各市町村又は各圏域に1か所以上
- ・各市町村において、障害児の地域社会への参加・包容の(インクルージョン)推進体制の構築
- ・各都道府県は難聴児支援を総合的に推進するための計画を策定するとともに、各都道府県及び必要に応じて政令市は、難聴児支援の中核的機能を果たす体制を構築
- ・重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所等：各市町村又は圏域に1か所以上
- ・各都道府県は医療的ケア児支援センターを設置【新規】
- ・各都道府県及び各政令市において、障害児入所施設からの移行調整に係る協議の場を設置【新規】

⑥相談支援体制の充実・強化等

- ・各市町村において、基幹相談支援センターを設置等
- ・協議会における個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等【新規】

⑦障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

- ・各都道府県及び各市町村において、サービスの質向上のための体制を構築

5. 活動指標

① 施設入所者の地域生活への移行等

(都道府県・市町村)

- 居宅介護の利用者数、利用時間数 ※ 重度訪問介護の利用者数、利用時間数 ※
- 同行援護の利用者数、利用時間数 ※ 行動援護の利用者数、利用時間数 ※
- 重度障害者等包括支援の利用者数、利用単位数 ※ 個々のサービスとしての指標は初めて
- 生活介護の利用者数、利用日数 ○ 自立訓練 (機能訓練・生活訓練) の利用者数、利用日数
- 就労選択支援の利用者数、利用日数 【新設】 ○ 就労移行支援の利用者数、利用日数
- 就労継続支援 (A型・B型) の利用者数、利用日数 ○ 就労定着支援の利用者数
- 短期入所 (福祉型、医療型) の利用者数、利用日数
- 自立生活援助の利用者数 ○ 共同生活援助の利用者数 ※ 重度障害者の利用者数を追加
- 計画相談支援の利用者数 ○ 地域移行支援の利用者数 ○ 地域定着支援の利用者数
- 施設入所支援の利用者数 ※ 新たな入所希望者のニーズ・環境の検証

② 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

(都道府県・市町村)

- 保健、医療・福祉関係者による協議の場の開催回数
 - 保健、医療 (精神科、精神科以外の医療機関別)、福祉、介護、当事者、家族等の関係者ごとの参加者数
 - 保健、医療、福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数
 - 精神障害者の地域移行支援の利用者数 ○ 精神障害者の地域定着支援の利用者数
 - 精神障害者の共同生活援助の利用者数 ○ 精神障害者の自立生活援助の利用者数
 - 精神障害者の自立訓練 (生活訓練) 【新設】
- (都道府県)
- 精神病床からの退院後の行き先別の退院患者数

③ 地域生活支援の充実

(都道府県・市町村)

- 地域生活支援拠点等の設置箇所数とコーディネーターの配置人数、地域生活支援拠点等における機能の充実に向けた支援の実績等を踏まえた検証及び検討の実施回数

④ 福祉施設から一般就労への移行等

(都道府県)

- 福祉施設から公共職業安定所に誘導した福祉施設利用者数
- 福祉施設から障害者就業・生活支援センターに誘導した福祉施設利用者数
- 福祉施設利用者のうち公共職業安定所の支援を受けて就職した者の数
- 障害者に対する職業訓練の受講者数

⑤ 発達障害者等に対する支援

(都道府県・市町村)

- 発達障害者地域支援協議会の開催回数 ○ 発達障害者支援センターによる相談支援の件数
- 発達障害者支援センター及び発達障害者地域支援マネージャーの関係機関への助言件数
- 発達障害者支援センター及び発達障害者地域支援マネージャーの外部機関や地域住民への研修、啓発の件数
- ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の実施者数
- ペアレントメンターの人数 ○ ピアサポートの活動への参加人数

⑥ 障害児支援の提供体制の整備等

(都道府県・市町村)

- 児童発達支援の利用児童数、利用日数 ○ 放課後等デイサービスの利用児童数、利用日数
 - 保育所等訪問支援の利用児童数、利用日数 ○ 訪問型児童発達支援の利用児童数、利用日数
 - 障害児相談支援の利用児童数
 - 医療的ケア児等に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数
- (都道府県)
- 福祉型障害児入所施設の利用児童数 ○ 医療型障害児入所施設の利用児童数
 - 医療的ケア児等の支援を総合調整するコーディネーターの配置人数 【新設】

⑦ 相談支援体制の充実・強化等

(市町村)

- 基幹相談支援センターの設置 【新設】
- 基幹相談支援センターによる地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数
- 基幹相談支援センターによる地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数
- 基幹相談支援センターによる地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数
- 協議会における個別事例の検討を通じた地域のサービス開発・改善 【新設】

⑧ 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

(市町村)

- 都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修の参加や都道府県が市町村職員に対して実施する研修の参加人数
 - 障害者自立支援審査支払システム等での審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制の有無及びそれに基づく実施回数
- (都道府県・市町村)
- 都道府県等が実施する指定障害福祉サービス事業者及び指定障害児通所支援事業者等に対する指導監査の適正な実施とその結果の関係自治体との共有する体制の有無及びそれに基づく共有回数
- (都道府県)
- 相談支援専門員研修及びサービス管理責任者・児童発達支援管理責任者研修の修了者数の見込み 【新設】
 - 相談支援専門員及びサービス管理責任者・児童発達支援管理責任者への意思決定支援ガイドライン等を活用した研修の実施回数及び修了者数の見込み 【新設】

第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画
(障がい福祉サービス推進プラン)

1 市町村審査会における障がい区分認定の状況

(1) 障がい福祉サービス利用者数及び障がい支援区分認定者数

(令和5年3月31日現在)

- ① 障がい福祉サービス実利用者数 843人
- ② サービス実利用者の内障がい支援区分認定者数 638人

(2) 障がい支援区分認定結果

各年度3月31日現在(単位:件)

	障がい支援区分認定結果						
	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	合計
令和2年度	2	39	75	66	23	25	230
令和3年度	3	47	50	55	19	40	214
令和4年度	1	51	65	67	50	42	276
令和5年度							

※ 令和5年度は、令和5年9月末日現在の数値

(3) 市町村審査会

各年度3月31日現在

	審査会A		審査会B		計	
	開催回数	審査件数	開催回数	審査件数	開催回数	審査件数
令和2年度	7	120	6	110	13	230
令和3年度	7	110	6	104	13	214
令和4年度	7	156	6	123	13	279
令和5年度						

※ 令和5年度は、令和5年9月末日現在の数値

2 第6期酒田市障がい福祉計画・第2期酒田市障がい児福祉計画の進捗状況

(1) 指定障がい福祉サービス等

サービス種別	計画値	実績	差	単位
居宅介護	1,666	1,698	32	時間/月
	155	150	△5	実人数
重度訪問介護	160	71.71	△88.29	時間/月
	6	2	△4	実人数
同行援護	56.00	95.00	39	時間/月
	21	14	△7	実人数
行動援護	12	0	△12	時間/月
	3	0	△3	実人数
重度障がい者等包括支援	240	0	△240	時間/月
	1	0	△1	実人数
生活介護	4,444	5,418	974	人日/月
	275	313	38	実人数
自立訓練（機能訓練）	22	0	△22	人日/月
	1	0	△1	実人数
自立訓練（生活訓練）	610	458	△152	人日/月
	55	41	△14	実人数
就労移行支援	182	272	90	人日/月
	14	20	6	実人数
就労継続支援「雇用型（A型）」	534	161	△373	人日/月
	23	15	△8	実人数
就労継続支援「非雇用型（B型）」	7,768	5,835	△1,933	人日/月
	478	341	△137	実人数
就労定着支援	10	10	0	実人数
療養介護	16	15	△1	人/月
短期入所	379	199	△180	人日/月
	52	31	△21	実人数
自立生活援助	2	0	△2	人/月
共同生活援助（グループホーム）	144	150	6	人/月
施設入所支援	137	142	5	人/月
計画相談支援	926	904	△22	人/月
地域移行支援	6	0	△6	人/月

サービス種別	計画値	実績	差	単位
地域定着支援	6	0	△6	人/月
児童発達支援	486	525	39	人日/月
	36	43	7	実人数
放課後等デイサービス	2,156	1,806	△350	人日/月
	144	125	△19	実人数
保育所等訪問支援	17	9	△8	人日/月
	4	4	0	実人数
医療型児童発達支援	1	0	△1	人日/月
	1	0	△1	実人数
居宅訪問型児童発達支援	4	0	△4	人日/月
	1	0	△1	実人数
障がい児相談支援	22	29	7	人/月
医療的ケア児支援	1	1	0	人/月

※「計画値」は、第6期酒田市障がい福祉計画・第2期酒田市障がい児福祉計画における令和5年度の計画（見込量）

※「実績」は、令和5年4月末日現在

(2) 地域生活支援事業

事業種別	計画値	実績	差	単位
理解促進研修・啓発事業	有	有	—	実施の有無
自発的活動支援事業	有	有	—	実施の有無
相談支援事業	有	有	—	実施箇所数
基幹相談支援センター	無	無	—	設置の有無
基幹相談支援センター等機能強化事業	無	無	—	実施の有無
住宅入所等支援事業	無	無	—	実施の有無
成年後見制度利用支援事業	3人	3人	0人	実利用者数
成年後見制度後見支援事業	有	有	—	実施の有無
意思疎通支援事業	100回	108回	8回	手話通訳者等延派遣回数
	1人	0人	▲1人	手話通訳者実設置者数
日常生活用具給付等事業	2,595件	2,901件	306件	延給付件数
介護・訓練支援用具	7件	4件	▲3件	延給付件数
自立生活支援用具	9件	10件	1件	延給付件数

事業種別		計画値	実績	差	単位
	在宅療養等支援用具	15件	8件	▲7件	延給付件数
	情報・意思疎通支援事業	56件	22件	▲34件	延給付件数
	排泄管理支援用具	2,507件	2,854件	347件	延給付件数
	居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	1件	3件	2件	延給付件数
手話奉仕員養成研修事業		17人	24人	7人	登録者数
移動支援事業	個別支援型	4人	2人	▲2人	実利用者数
		40時間	13.5時間	▲26.5時間	延利用時間
	リフト付福祉車両移送型	100人	91人	▲9人	実利用者数
		930回	880回	▲50回	延利用回数
	障がい児通所支援車両移送型	5人	2人	▲3人	実利用者数
		700回	11回	▲689回	延利用回数
地域活動支援センター事業		2箇所	2箇所	0箇所	実施箇所数
		150人	92人	▲58人	実利用者数
訪問入浴サービス事業		5人	4人	▲1人	実利用者数
日中一時支援事業		10箇所	12箇所	2箇所	実施箇所数
		60人	47人	▲13人	実利用者数
巡回支援専門員実設置者数		2人	2人	0人	実設置者数
スポーツ大会等		630人	581人	▲49人	延参加者数
文化芸術活動等		100人	110人	10人	延参加事業者数
点字・声の広報等		224人	224人	0人	延利用者数
知的障がい者職親委託事業		1人	2人	1人	実利用者数

※「計画値」は、第5期酒田市障がい福祉計画・第2期酒田市障がい児福祉計画における令和5年度の計画（見込量）

※「実績」は、令和5年4月末日現在

3 令和8年度の数値目標の設定

(1) 施設入所者の地域生活への移行に係る目標

令和4年度末時点の施設入所者のうち、令和8年度末までに、9人(6.3%)が地域生活に移行することを目指すとともに、令和8年度末時点の施設入所者数が、令和4年度末時点の施設入所者数から11人(7.75%)減少することを目指します。

項目	数値	考え方
現在の入所者数 (A)	142人	令和4年度末の施設入所者数
目標年度入所者数(B)	131人	令和8年度末時点の利用人数
【目標値】削減見込(A-B)	11人	差引減少見込み数 基本指針：5%以上
【目標値】地域生活移行者数	9人	施設入所からグループホーム等へ移行した方の数 基本指針：6%以上

(2) 地域生活支援拠点等が有する機能の充実に係る目標

遊佐町、三川町と連携して地域生活支援拠点等を整備するとともに、コーディネーターの配置などによる効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進めます。

項目	数値	考え方
地域生活支援拠点の整備	1か所	地域生活支援拠点等の整備予定時期 (R6年3月)
地域生活支援拠点の人員やネットワークの整備	1か所	効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の整備予定時期 (R6年4月)
地域生活支援拠点等の運用状況の検証及び検討	1回	地域生活支援拠点等の運用状況の検証及び検討回数
強度行動障がい者を有する障がい者に関する支援体制の整備		基幹相談支援センターを中心として、令和8年度末までに、強度行動障がい者を有する障がい者の支援ニーズの把握と支援体制を整備していく。

(3) 福祉施設から一般就労への移行に係る目標

福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて、令和8年度中に一般就労に移行する者の数値を定めます。

令和3年度末時点の一般就労移行者3人に対し、令和8年度末までに10人(3.3倍)とすることを目指します。内訳として、就労移行支援から5人(1.7倍)、就労継続支援A型から2人(0人→2人)、就労継続支援B型から3人(0人→3人)とします。

また、令和8年度における就労定着支援事業を15人(1.7倍)が利用する

ことを目指します。

項 目	数 値	考 え 方
現在の一般就労移行者数	3人	令和3年度に福祉施設を退所し、一般就労した者の数
【目標値】目標年度の年間一般就労移行者数	10人	令和8年度に福祉施設を退所し、一般就労する者の数 基本指針：1.28倍以上
現在の就労移行支援事業の利用者のうち、一般就労に移行した者の人数	3人	令和3年度末の移行者数
目標年度末における就労移行支援事業の利用者のうち、一般就労に移行した者の人数	5人	令和8年度末の移行者数 基本指針：1.31倍以上
現在の就労継続支援A型事業利用者のうち、一般就労に移行した者の人数	0人	令和3年度末の移行者数
目標年度末における就労継続支援A型事業利用者のうち、一般就労に移行した者の人数	2人	令和8年度末の移行者数 基本指針：1.29倍以上
現在の就労継続支援B型事業の利用者のうち、一般就労に移行した者の人数	0人	令和3年度末の移行者数
目標年度末における就労継続支援B型事業の利用者のうち、一般就労に移行した者の人	3人	令和8年度末の移行者数 基本指針：1.28倍以上
現在の就労定着支援事業の利用者の年間利用者数	9人	令和3年度の就労定着支援事業の利用者数
目標年度の就労定着支援事業の年間利用者数	15人	令和8年度の就労定着支援事業の利用者数

(4) 障がい児支援の提供体制の整備に係る目標

下記項目については、令和2年度末時点ですでに設置済または配置済ですが、更なる障がい児支援の提供体制の充実を目指します。

項 目	数 値	考 え 方
児童発達支援センターの設置	1か所	令和8年度末の数
障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進体制整備	児童発達支援センター酒田市はまなし学園を中心として、令和8年度末までに、保育所等訪問支援を通じてインクルージョンの推進体制を整備していく。	
主に重症心身障がい児を支援する	1か所	令和8年度末の数

児童発達支援事業所の確保		
主に重症心身障がい児を支援する 放課後等デイサービス事業所の確保	2か所	令和8年度末の数
令和5年4月1日時点の医療的ケア児支援協議の場の設置状況	有	市単独で設置済み
医療的ケア児等コーディネーターの配置	1名	令和8年度末の配置人数

(5) 相談支援体制の充実・強化等

障がい福祉サービスの提供体制の確保とともに、障がい者が抱える課題やニーズを把握し、適切な保健、医療、福祉サービスにつなげる等、関係機関との連携を行うことができる相談支援体制を目指します。

項 目	数 値	考 え 方
基幹相談支援センターの設置	1か所	令和8年度末時点の設置数
地域づくりに向けた協議会の体制確保	障がい者地域自立支援協議会を中心に、令和8年度末までに、個別事例の検討を通じた地域・サービス基盤の開発改善を行う。	

4 各年度における指定障がい福祉サービス等の種類ごとの必要な量の見込み及びその見込量の確保のための方策

(1) 指定障がい福祉サービス等の種類ごとの実施に関する考え方

- ① 居宅介護、重度訪問介護、同行援護などのサービスを提供し、安心した在宅での生活を支援します。
- ② 生活介護や就労継続支援事業の日中活動サービス体制の充実を図り、自立した生活を支援します。
- ③ 地域生活を支援する「自立生活援助」や一般就労への定着を支援する「就労定着支援」、新たに創設された「就労選択支援」など、障がい者の個々のニーズ、地域資源を的確に把握しながら、適切な障がい福祉サービスの提供に努めます。
- ④ 障がい児支援については、児童発達支援センター酒田市はまなし学園を中心として、保育所等訪問支援を通じてインクルージョンの推進体制の整備に努めます。

(2) 指定障がい福祉サービス等の種類ごとの必要な量の見込み

① 居宅介護（訪問系サービス）

ヘルパーが自宅を訪問し、入浴や排泄、食事などの介助を行います。（対象：区分1以上。身体介護を伴う通院介助は区分2以上。それに相当する状態の障がい児を含む）

サービス種別	令和6年度	令和7年度	令和8年度	単 位
居 宅 介 護	1,748	1,774	1,799	時間／月 1か月あたりの延利用時間数
	161	166	172	実人数

② 重度訪問介護（訪問系サービス）

重度の身体障がい者に、ヘルパーが身体介護や家事援助並びに外出時における移動中の介護など、総合的な居宅介護サービスを提供します。（対象：区分4以上）

サービス種別	令和6年度	令和7年度	令和8年度	単 位
重度訪問介護	70	70	70	時間／月 1か月あたりの延利用時間数
	2	2	2	実人数

③ 同行援護（訪問系サービス）

視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する人に、移動に必要な情報の提供（代筆・代読を含む）、移動の援護等の外出支援を行います。（対象：独自の評価指標による。ただし身体介護を伴う場合は区分2以上）

サービス種別	令和6年度	令和7年度	令和8年度	単位
同行援護	101	103	106	時間/月 1か月あたりの延利用時間数
	17	18	19	実人数

④ 行動援護（訪問系サービス）

知的障がいや精神障がいにより、行動が困難で常に介護が必要な人に、行動するときに必要な介助や外出時の移動の補助を行います。（対象：区分3以上でこれに相当する状態の障がい児を含む）

サービス種別	令和6年度	令和7年度	令和8年度	単位
行動援護	12	12	12	時間/月 1か月あたりの延利用時間数
	3	3	3	実人数

⑤ 重度障がい者等包括支援（訪問系サービス）

常に介護が必要な最重度の障がいがある人に、居宅介護などの障がい福祉サービスを包括的に提供します。（対象：区分6でこれに相当する状態の障がい児を含む）

サービス種別	令和6年度	令和7年度	令和8年度	単位
重度障がい者等 包括支援	240	240	240	時間/月 1か月あたりの延利用時間数
	1	1	1	実人数

⑥ 生活介護（日中活動系サービス）

常に介護が必要な人に、主に昼間に施設で入浴や排泄、食事の介護や創作的活動などの機会を提供します。（対象：区分3以上。50歳以上は区分2。ただし入所施設ではそれぞれ区分4と区分3以上）

サービス種別	令和6年度	令和7年度	令和8年度	単位
生活介護	5,890	6,141	6,403	人日/月 1か月あたりの延利用人日数
	340	354	369	実人数
(内) 重度障がい者	5	5	5	実人数

⑦ 自立訓練「機能訓練」（日中活動系サービス）

身体障がい者が自立した日常生活・社会生活を営めるよう、必要な身体機能向上（理学療法、作業療法）などの訓練を行います。

サービス種別	令和6年度	令和7年度	令和8年度	単位
自立訓練 「機能訓練」	22	22	22	人日／月 1か月あたりの延利用入日数
	1	1	1	実人数

⑧ 自立訓練「生活訓練」(日中活動系サービス)

知的障がい者、精神障がい者が自立した日常生活を営めるよう、生活能力向上などの訓練を行います。

サービス種別	令和6年度	令和7年度	令和8年度	単位
自立訓練 「生活訓練」	450	450	450	人日／月 1か月あたりの延利用入日数
	40	40	40	実人数
(内) 精神障がい者	35	35	35	実人数

⑨ 就労選択支援(日中活動系サービス)

障がい者の就労能力や就労意欲を把握して適性を評価する就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った就労先、働き方が選択できるよう支援を行います。

サービス種別	令和6年度	令和7年度	令和8年度	単位
就労選択支援	9	18	27	人日／月 1か月あたりの延利用入日数
	3	6	19	実人数

⑩ 就労移行支援(日中活動系サービス)

就労を希望する65歳未満の障がい者であって、通常の事業所に雇用されると見込まれる者に、生産活動などを通じて知識や能力を養成することで適性にあった就労ができるよう支援(職業訓練)を行います。

サービス種別	令和6年度	令和7年度	令和8年度	単位
就労移行支援	251	240	231	人日／月 1か月あたりの延利用入日数
	17	15	14	実人数

⑪ 就労継続支援「雇用型(A型)」(日中活動系サービス)

就労移行支援事業を利用したが一般企業の雇用に結びつかなかった者等を雇用し、職業訓練を行うことによって、一般就労への移行を支援します。事業者と利用者は雇用契約を締結し、労働関係法規が適用されます。

サービス種別	令和6年度	令和7年度	令和8年度	単 位
就労継続支援 「雇成型（A 型）」	210	210	210	人日／月 1か月あたりの延利用人数
	20	20	20	実人数

⑫ 就労継続支援「非雇成型（B型）」（日中活動系サービス）

就労移行支援事業を利用したが一般企業の雇用に結びつかなかった者等を対象に、職業訓練を通して、一般就労に向けた支援を行います。

サービス種別	令和6年度	令和7年度	令和8年度	単 位
就労継続支援 「非雇成型（B 型）」	6,430	6,749	7,085	人日／月 1か月あたりの延利用人数
	354	360	367	実人数

⑬ 就労定着支援

一般就労した障がい者が職場に定着できるよう、一定期間、事業所・家族との連絡調整等の支援を行います。

サービス種別	令和6年度	令和7年度	令和8年度	単 位
就労定着支援	15	15	15	実人数

⑭ 自立生活援助

障害者支援施設やグループホーム等から一人暮らしを希望する障がい者に対して、一定期間、定期的な巡回訪問や適切な支援を行います。

サービス種別	令和6年度	令和7年度	令和8年度	単 位
自立生活援助	2	2	2	実人数
（内）精神障がい者	1	1	1	実人数

⑮ 共同生活援助（グループホーム）（居住系サービス）

地域で共同生活を営むのに支障のない人に、共同生活を営む住居において、主に夜間に相談、入浴、排泄、食事の介護、その他の日常生活上の援助を行います。

サービス種別	令和6年度	令和7年度	令和8年度	単 位
共同生活援助	159	164	169	人／月 1か月あたりの利用人数
（内）精神障がい者	70	73	76	人／月 1か月あたりの利用人数
（内）重度障がい者	3	3	3	人／月 1か月あたりの利用人数

⑩ 施設入所支援（居住系サービス）

施設入所者に対して、主に夜間に入浴、排泄、食事の介護などのサービスを提供します。（対象：区分4以上。50歳以上は区分3以上）

サービス種別	令和6年度	令和7年度	令和8年度	単位
施設入所支援	137	134	131	人/月 1か月あたりの利用人数

⑪ 療養介護（日中活動系サービス）

医療の必要な障がい者で常に介護が必要な人に、医療機関で機能訓練や療養上の管理、看護、介護などを提供します。（対象：区分6の筋萎縮性側索硬化症等気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理者。区分5以上の筋ジストロフィー患者等）

サービス種別	令和6年度	令和7年度	令和8年度	単位
療養介護	14	13	13	人/月 1か月あたりの利用人数

⑫ 短期入所（日中活動系サービス）

在宅での介護が一時的に困難になった場合に、短期間施設に入所し、夜間も含め施設で入浴や排泄、食事の介護などのサービスを提供します。（対象：区分1以上。障がい児については別に定める区分が1以上）

サービス種別	令和6年度	令和7年度	令和8年度	単位
短期入所	204	206	208	人日/月 1か月あたりの延利用人数
	31	31	31	実人数
(内) 重度障がい者	3	3	3	人/月 1か月あたりの利用人数

⑬ 計画相談支援（相談支援）

障がい福祉サービスを利用する際に、サービス利用にかかる計画作成、利用調整などの支援を行います。

サービス種別	令和6年度	令和7年度	令和8年度	単位
計画相談支援	932	946	961	人/月 1か月あたりの利用人数

⑭ 地域移行支援（相談支援）

住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談などの支援を行います。

サービス種別	令和6年度	令和7年度	令和8年度	単 位
地域移行支援	3	3	3	人／月 1か月あたりの利用人数
(内) 精神障がい者	2	2	2	人／月 1か月あたりの利用人数

㉑ 地域定着支援（相談支援）

常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態等に相談などの支援を行います。

サービス種別	令和6年度	令和7年度	令和8年度	単 位
地域定着支援	3	3	3	人／月 1か月あたりの利用人数
(内) 精神障がい者	2	2	2	人／月 1か月あたりの利用人数

㉒ 児童発達支援（障がい児支援）

日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行います。（対象：療育の観点から集団療育及び個別療育を行う必要があると認められる未就学の障がい児）

サービス種別	令和6年度	令和7年度	令和8年度	単 位
児童発達支援	525	525	525	人日／月 1か月あたりの延利用人数
	43	43	43	実人数

㉓ 放課後等デイサービス（障がい児支援）

授業の終了後または学校の休業日に、児童発達支援センター等の施設に通わせ、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他必要な支援を行います。（対象：学校教育法第1条に規定している学校（幼稚園及び大学を除く）に就学しており、授業の終了後または休業日に支援が必要と認められた障がい児）

サービス種別	令和6年度	令和7年度	令和8年度	単 位
放課後等デイサービス	1,916	1,973	2,033	人日／月 1か月あたりの延利用人数
	128	132	136	実人数

㉔ 保育所等訪問支援（障がい児支援）

保育所等を訪問し、障がい児に対して、障がい児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援その他必要な支援を行います。（対象：保育所、幼稚園、小学校、特別支援学校、認定子ども園その他児童が集団生活を営む施設に通う障がい児であって、当該施設を訪問し、専門的な支援が必要と認められた障がい児）

サービス種別	令和6年度	令和7年度	令和8年度	単 位
保育所等訪問支援	8	8	8	人日/月 1か月あたりの延利用人数
	5	5	5	実人数

⑳ 居宅訪問型児童発達支援（障がい児支援）

障がい児の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を行います。

サービス種別	令和6年度	令和7年度	令和8年度	単 位
居宅訪問型 児童発達支援	1	1	1	人日/月 1か月あたりの延利用人数
	1	1	1	実人数

㉑ 障がい児相談支援（障がい児支援）

障がい児通所支援を利用する際に、サービス利用にかかる計画作成、利用調整などの支援を行います。

サービス種別	令和6年度	令和7年度	令和8年度	単 位
障がい児相談支援	31	33	35	人/月 1か月あたりの利用人数

㉒ 医療的ケア児支援（障がい児支援）

医療的ケア児に対し、関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置を行います。

サービス種別	令和6年度	令和7年度	令和8年度	単 位
医療的ケア児支援	1	1	1	人/月 1か月あたりのコーディネーター数

（3）指定障がい福祉サービス等の種類ごとの必要な量の見込み量の確保のための方策

- ① 利用者のニーズを満たすことができるサービス量を把握するため、事業所等を含む関係各所との連携を密にするとともに、新規事業者の参入促進及び支援を行います。
- ② 同行援護や行動援護などのサービスに必要な研修については、十分なサービスが提供できるように、庄内地区での毎年の開催や研修回数の増など、関係機関に研修体制の充実について働きかけていきます。
- ③ 障がい者支援施設については、入所支援や短期入所等のニーズの受け皿として重要な役割を担っており、設備等の老朽化、自然災害や感染症等に対応で

きる環境が整備されるように支援を行います。

- ④ 施設入所者の地域支援を推進し、地域における居住の場の安定提供を図るため、グループホーム及び運営する社会福祉法人等の活動を支援します。
- ⑤ インクルージョンの推進に当たっての保育所等訪問支援の役割や支援についての整理を行い、利用児童数及び利用日数の確保に繋げていきます。

(4) その他の活動指標

① 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

保健、医療及び福祉関係者が連携を図り、精神障がいのある人の地域定着を目指します。

事項	令和6年度	令和7年度	令和8年度	単位
保健・医療・福祉関係者による協議の場の開催回数	1	1	1	回/年
保健・医療・福祉関係者による協議の場の参加人数	8	8	8	人/年
保健・医療・福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施	1	1	1	回/年

② 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

障がい福祉サービス拠点の整備及びコーディネーターの配置等による地域の体制づくりを行い、その運用状況の検証・検討を行います。

事項	令和6年度	令和7年度	令和8年度	単位
コーディネーターの配置人数	1	1	1	人/年
各年度における地域生活支援拠点等が有する機能の充実に向けた検証及び検討の実施回数	1	1	1	回/年

③ 相談支援体制の充実・強化のための取組

基幹相談支援センターの設置による相談支援体制の更なる充実に向けた取組を行います。

事項	令和6年度	令和7年度	令和8年度	単位
基幹相談支援センターによる地域の相談支援事業所に対する訪問等による専門的な指導・助言件数	3	3	3	回/年
基幹相談支援センターによる地域の相談支援事業所の人材育成の支援件数	4	4	4	回/年
基幹相談支援センターによる地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数	8	8	8	回/年
基幹相談支援センターによる個別事例の支援内容の検証の実施回数	4	4	4	回/年
基幹相談支援センターにおける主任相談支援専門員の配置数	0	0	1	人/年

協議会における相談支援事業所の参画による事例検討実施回数・参加事業者、機関数	4	4	4	回／年
	25	25	25	人／年
協議会の専門部会の設置数・実施回数	4	4	4	回／年
	7	7	7	人／年

④ 障害福祉サービスの質を向上させるための取組

障がい福祉サービス等の多様化やサービス事業所の増加により、利用者が必要とするサービスを適切に提供できるように取組を行います。

事項	令和6年度	令和7年度	令和8年度	単位
県が実施する障がい福祉サービス等に係る研修その他の研修への市職員の参加人数	6	6	6	回／年
障害者自立支援審査支払等システム等を活用した、事業者との共有回数	1	1	1	回／年

⑤ 発達障がい者等に対する障がい児支援体制

ペアレント・トレーニングなどの支援プログラムを実施することで、保護者が身近なところで子育て支援を受けることができるような体制づくりを行います。

事項	令和6年度	令和7年度	令和8年度	単位
ペアレント・トレーニングやペアレント・プログラム等の支援プログラム等の受講者数・実施者数	26	26	26	受講者数 人／年
	26	26	26	実施者数 人／年

基幹相談支援センターの設置について

1 現状と課題

本市では、障がい者の相談支援体制として、一般相談を相談支援事業所「あおぞら」に委託し、障がい福祉サービスの計画相談については市内9か所の指定特定相談支援事業所が実施している。しかし、相談件数の増加や相談内容の複雑化、複合化する中、専門的な指導・助言、人材育成の支援、地域の相談機関との連携強化などが求められるが、そうした機能を有する機関がない状況である。そのため、相談支援体制の充実を図るためにも、地域における相談支援の中核的な役割を担う機関が必要となる。

2 基幹相談支援センターの役割

地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、以下について実施する。

- (1) 総合的・専門的な相談支援の実施
- (2) 地域の相談支援事業者に対する専門的な指導・助言
- (3) 地域の相談支援事業者の人材育成の支援
- (4) 地域の相談機関（身体障害者相談員、知的障害者相談員、民生委員等）との連携強化の取組
- (5) 障がい者の地域移行・地域定着の促進の取組
- (6) 障がい者の権利擁護・虐待の防止

※ 「地域生活支援事業実施要綱（令和5年3月31日付け厚生労働省・援護局）」より

3 基幹相談支援センターの内容

(1) 開設場所及び時間

開所場所については、酒田市役所1階健康福祉部福祉企画課内とする。

開所時間、休日については、市役所の取り扱いと同様とする。

※基幹相談支援センター専用の電話を設置する。

(2) 職員体制

- i) センター長（福祉企画課長）
- ii) 社会福祉士（障がい福祉係ケースワーカー兼務）
- iii) 社会福祉士（障がい福祉係ケースワーカー兼務）
- iv) 社会福祉主事（障がい福祉係ケースワーカー兼務）
- v) 事務職員（障がい福祉係職員兼務）
- vi) 会計年度任用職員（社会福祉士、精神保健福祉士、保健師等のいずれかの資格を持つ者）

(3) 業務内容

上記2の役割に加え、以下の取り組みも業務として行う。

◆障がい者地域自立支援協議会の運営

- ・障がい者地域自立支援協議会及び専門部会の事務及び運営
- ・地域の関係機関のネットワークの構築、研修会の企画、アドバイザーの派遣（追加）

(4) 開設時期

令和6年4月1日

(5) その他

①基幹相談支援センター開設済み（県内主な市町村）

→ 鶴岡市、寒河江西村山圏域（1市4町）、庄内町 など
社会福祉協議会、社会福祉法人へ委託している。

②開設にあたり、実施要綱を策定する。

③開設に合わせ、広報、ホームページなどで周知を図るとともに、障がい福祉サービス事業所に対して、制度理解を深めるため、説明会等を実施する。

重層的な相談支援体制

<第3層>

- c. 地域における相談支援体制の整備や社会資源の開発など

酒田市障がい者基幹相談支援センター

- 総合的・専門的な相談の実施
- 地域の相談支援体制強化の取組
- 地域の相談事業者への専門的な指導助言、人材育成
- 地域の相談機関との連携強化
- 地域移行・地域定着の促進の取組
- 権利擁護・虐待の防止

主な担い手⇒基幹相談支援センター、地域(自立支援)協議会

<第2層>

- 56 b. 一般的な相談支援

令和6年度から
基幹相談支援センター業務となる。

- 福祉サービスの利用援助(情報提供、相談等)
- 社会資源を活用するための支援(各種支援施策に関する助言・指導)
- 社会生活力を高めるための支援
- ピアカウンセリング
- 権利擁護のために必要な援助
- 専門機関の紹介

主な担い手⇒市町村相談支援事業

<第1層>

- a. 基本相談支援を基盤とした計画相談支援

市内に9つの指定特定相談支援事業所が対応している。

- 基本相談支援
- 計画相談支援等
 - ・サービス利用支援
 - ・継続サービス利用支援

主な担い手⇒指定特定相談支援事業

地域生活支援拠点等の整備について

1 現状と課題

国では、障害児者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、地域が抱える課題に向き合い、地域で障害児者やその家族が安心して生活できるようにするため、緊急時にすぐに相談でき、必要に応じて緊急的な対応が図られる体制として、令和5年度末までに各市町村又は各圏域に少なくとも1つの地域生活支援拠点等（地域生活支援拠点又は面的な整備）を整備することとしているが、本市では未整備となっている。

本市においては、令和3年度からの「第6期酒田市障がい福祉計画」において、令和5年度末までに地域生活支援拠点等を整備することを目標として掲げており、これまで拠点等に必要な機能について検討を重ねてきたところである。

2 地域生活支援拠点等の目的

(1) 緊急時の迅速・確実な相談支援の実施・短期入所等の活用

→ 地域における生活の安心感を担保する機能を備える。

(2) 体験の機会の提供を通じて、施設や親元からグループホーム、一人暮らし等への生活の場の移行をしやすい支援を提供する体制を整備

→ 障がい者等の地域での生活を支援する。

3 検討経過

【令和3年度】

・自立支援協議会専門部会【地域生活支援部会】

整備手法については、社会資源の状況から、既存の事業所を活用した面的整備とすることを了承。

上記2(1)必要な機能②緊急時の受け入れ・対応が酒田市は不足しており、圏域を広域に設定してほしいとの意見あり。他の4つの機能(①相談、③体験の機会・場、④専門的人材の確保・養成、⑤地域の体制づくり)は概ね対応できる。

・第2回自立支援協議会

緊急的なショートステイ先が酒田市には少なく、遊佐町の施設でかなり受けている。圏域については、他の町とも連携を模索していくべき。

【令和4年度】

・自立支援協議会専門部会【地域生活支援部会】

圏域は、酒田市に限らず、近隣町(遊佐町、三川町)を含めて検討していくことを了承。

・酒田市、遊佐町、三川町で協議し、1市2町の枠組みで整備していくことを了承。

4 地域生活支援拠点等の内容

(1) 整備手法（別添地域生活支援拠点イメージ図参照）

- ①多機能拠点整備型 → グループホームや障害者支援等に付加した体制
- ②面的整備型 → 地域における複数の機関が分担して機能を担う体制
※建物としての「拠点」は置かず、既存の事業所の活用により対応する。新たに施設を整備することもないので、財政負担が比較的少ない。

酒田市、遊佐町、三川町の1市2町の枠組みで、面的整備型で地域生活支援拠点等を整備していく。

③1市2町で整備するメリット

社会資源の相互利用（特に緊急時の受け入れ先（短期入所施設）の確保）

(2) 必要な機能

- | | |
|--------------|--------------------------|
| ①相談の機能 | <u>1市2町・指定相談支援事業所</u> |
| ②緊急時の受け入れ・対応 | <u>短期入所施設</u> |
| ③体験の機会・場 | <u>グループホーム</u> |
| ④専門的人材の確保・養成 | <u>1市2町+各自立支援協議会専門部会</u> |
| ⑤地域の体制づくり | <u>1市2町+各自立支援協議会専門部会</u> |

(3) その他

地域生活支援拠点等において、上記（1）の機能に係る支援を受ける障がい（児童）者は、事前に把握・登録が必要となる。

(4) 開始時期

令和6年4月1日

(5) その他

- ①地域生活支援拠点等整備済み（県内主な市町村）
→山形市、鶴岡市、上山市、寒河江西村山圏域（1市4町）、最上圏域（1市4町3村）、庄内町（今後整備予定）
- ②整備に向け、実施要綱を策定する。
- ③開始に合わせ、広報、ホームページなどで周知を図るとともに、障がい福祉サービス事業所等に対して、制度理解を深めるため、説明会等を実施する。

地域生活支援拠点等の整備について

障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、**居住支援のための機能（相談、緊急時の受け入れ・対応、体験の機会・場、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくり）**を、地域の実情に応じた創意工夫により整備し、障害者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制を構築。

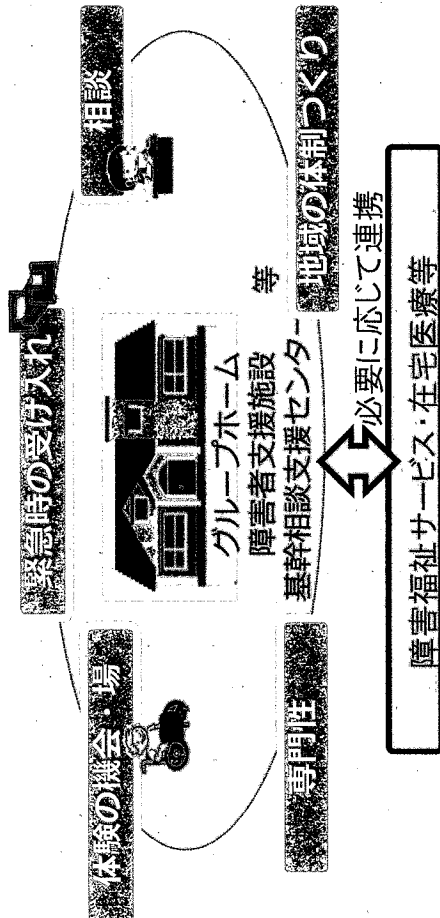
●地域生活支援拠点等の整備手法（イメージ） ※あくまで参考例であり、これにとらわれず地域の実情に応じた整備を行うものとする。

各地域のニーズ、既存のサービスの整備状況など各地域の個別の状況に応じ、協議会等を活用して検討。

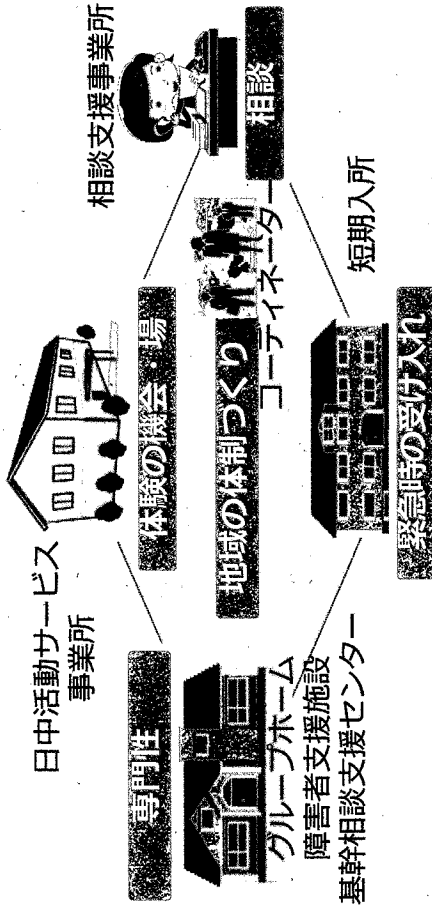
市町村（圏域）

① 支援者の協力体制の確保・連携 ② 拠点等における課題等の把握・活用 ③ 必要な機能の実施状況の把握

多機能拠点整備型



面的整備型



バックアップ

都道府県

- ・ 整備、運営に関する研修会等の開催
- ・ 管内市町村の好事例（優良事例）の紹介
- ・ 現状や課題等を把握、共有

酒田所管内(酒田市、庄内町、遊佐町)の障害者の状況

ハローワーク酒田

1 障害者求職登録状況(令和5年6月末)

部位別 区分	合計		身体障害者		知的障害者		精神障害者		その他の障害者	
	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合
有効中	177	(16.7)	68	(15.8)	29	(10.2)	70	(23.8)	10	(19.6)
就業者	682	(64.4)	294	(68.2)	200	(70.7)	155	(52.7)	33	(64.7)
保留中	200	(18.9)	69	(16.0)	54	(19.1)	69	(23.5)	8	(15.7)
合計	1,059	12.2%	431	6.6%	283	23.0%	294	34.9%	51	-

- ・有効中は求職中の者、就業者は就職・自営等、保留中は病気等で一時的に求職していない者
- ・合計の割合は、手帳所持者のうち当所に障害者登録している者の割合
- ・「その他の障害者」は、難治性疾患患者・発達障害・高次脳機能障害等のうち障害者手帳非所持者
- ・()は、登録者のうち有効中・就業者・保留中の割合

2 障害者手帳有効件数(令和5年3月末) (資料出所:酒田市・庄内町・遊佐町)

部位別 区分	合計		身体障害者		知的障害者		精神障害者	
	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合
酒田市	6,405	(74.0)	4,877	(74.2)	901	(73.1)	627	(74.4)
庄内町	1,342	(15.6)	1,011	(15.4)	191	(15.5)	147	(17.4)
遊佐町	830	(10.4)	686	(10.4)	141	(11.4)	69	(8.2)
合計	8,630	100.0%	6,574	76.0%	1,233	14.3%	843	9.7%

- ・総数で、高齢者・年少者を含む。対前年比、合計で▲0.95%、身体▲1.4%、知的▲0.7%、精神2.3%

3 民間企業の障害者雇用率(各年度6月1日)

項目 年度	企業数	常用労働者数	基礎労働者数	障害者数(カウント)	雇用率			雇用率達成企業	
					酒田所	山形県	全国	企業数	達成割合
29年度	109	16,633	15,616.0	350.5	2.24	2.03	1.97	72	66.06%
30年度	127	17,322.5	16,395.5	377.0	2.30	2.06	2.05	75	59.06%
元年度	125	16,936	15,982.0	369.5	2.31	2.09	2.11	76	60.80%
2年度	123	16,732	15,791.5	357.0	2.26	2.11	2.15	75	61.00%
3年度	131	16,539.5	15,558.5	332.5	2.14	2.11	2.20	74	56.50%
4年度	127	15,468.5	15,268.0	329.0	2.15	2.18	2.25	82	64.60%
5年度									

- ・対象企業は、管内に本社のある法人で基礎労働者数が25～29年度までは50人以上、30年度からは45.5人以上、令和3年度からは43.5人以上の企業数
- ・基礎労働者数は、常用労働者数から除外率を控除した数
- ・対象労働者は、週の労働時間が20H以上～30H未満を0.5人として算定

4 安定所紹介による就職状況(令和5年6月末)

部位別	男女別	合計		男		女	
		うち重度	割合	うち重度	割合	うち重度	割合
身体障害者	3	1	27.3%	1	0	2	0
知的障害者	0	0	0.0%	0	0	0	0
精神障害者	8	-	72.7%	5	-	3	-
他の障害者	0	-	0.0%	0	-	0	-
合計	11	1	100.0%	6	0	5	0

- ・重度は身体で1・2級(3級重複)、知的はA又はBのうち指定機関で重度判定を受けた者
- ・障害を非開示(クローズ)で紹介し採用された者を含む

令和4年度(4月～3月) 相談支援事業所あおぞら 相談支援件数表(酒田市)

月	延べ件数		障がい種別						支援方法							支援内容																
	18歳以上	18歳未満	身体	重症心身	知的	精神	発達	高次脳機能	その他	計	訪問	来所	同行	電話	Eメール	個別支援会議	関係機関	その他	計	福祉サービス	障がい症状理解	健康医療	不安解消情緒安定	保育教育	家族人間関係	家計経済	生活技術	就労	社会参加余暇活動	権利擁護	その他	計
4	22	2	4	0	10	10	0	0	0	24	3	3	3	15	0	2	41	0	67	45	6	6	5	0	1	1	0	0	0	0	3	67
5	19	2	4	0	8	8	1	0	0	21	4	1	0	11	0	1	35	0	52	33	1	7	3	0	1	3	0	0	0	4	52	
6	15	0	1	0	3	11	0	0	0	15	2	1	1	11	0	0	19	0	34	24	4	0	3	0	0	0	1	0	0	2	34	
7	15	1	1	1	1	11	1	0	1	16	5	2	0	16	0	1	24	0	48	37	1	1	6	0	1	1	0	1	0	0	48	
8	16	3	3	1	2	11	1	0	1	19	10	0	1	23	0	0	19	0	53	25	0	9	7	0	1	5	0	2	0	4	53	
9	15	1	3	0	5	7	0	1	1	16	11	2	0	16	2	0	35	0	66	39	4	14	6	0	0	1	1	0	0	1	66	
10	16	3	4	0	6	8	1	0	0	19	17	1	1	12	2	1	43	0	77	43	4	15	8	0	1	0	4	0	0	2	77	
11	25	0	4	0	6	13	0	2	2	25	11	2	3	26	2	1	41	0	86	60	9	6	3	0	3	2	1	0	0	2	86	
12	20	2	3	0	3	13	1	0	2	22	6	0	2	27	0	0	34	0	69	37	10	5	5	0	9	3	0	0	0	0	69	
1	8	3	1	0	2	5	1	0	2	11	9	1	3	11	0	0	24	0	48	44	0	2	1	0	0	0	0	0	0	1	48	
2	9	3	2	0	0	6	1	0	3	12	1	0	3	8	0	0	21	0	33	18	2	6	1	0	1	3	0	0	0	2	33	
3	10	3	0	0	3	6	1	0	3	13	0	1	0	9	0	1	15	0	26	15	2	6	0	0	0	0	0	0	0	3	26	
計	190	23	30	2	49	109	8	0	15	213	79	14	17	185	6	7	351	0	659	420	43	77	48	0	18	19	7	3	0	24	659	
前年度比	15	1	15	2	-27	15	5	0	6	16	28	-11	-10	-62	6	4	33	1	-13	40	13	19	-29	-7	8	-59	-4	-1	-1	0	4	-13

令和4年度酒田市における一般相談の支援件数については213件であった。昨年度比で身体の方の相談が15件の増、知的の方の相談が27件の減、精神の方の相談が15件の増となった。支援方法については訪問が28件の増、来所11件の減、同行10件の減、電話についてはオンラインを含むが62件の減となった。支援方法については福祉サービスの利用に関する方法が最も多く、420件であった。前年度比は40件の増となる。家計経済の相談が19件で昨年度と比較すると59件の減となった。令和3年度は給付金の受領に関する相談が多くあったが、令和4年度はそのような相談がほとんどなく、今後の生活についてなど純粋に経済活動に関する相談がほとんどでこの件数に落ち着いた。

令和4年度 庄内障害者就業・生活支援センターの支援実施状況について

令和4年4月～R5年3月

① 障害種別の支援対象障害者（登録者）数（人）

	身体障害	知的障害	精神障害	その他	合計
合計	26	185	103	14	328

② 新規登録者（人）

身体障害	知的障害	精神障害	その他	合計
9	27	22	5	63

③ 障害者に対する相談・支援件数（件）

身体障害	知的障害	精神障害	その他	合計
152	1,488	882	100	2,622

④ 職場実習のあっせん件数（件）

身体障害	知的障害	精神障害	その他	合計
2	20	22	9	53

⑤ 就職件数（件）

身体障害	知的障害	精神障害	その他	合計
1	14	15	2	32

⑥ 職場訪問により定着支援を実施した件数（件）

身体障害	知的障害	精神障害	その他	合計
11	177	37	2	227

登録者数は、前年度と比較して若干減少。新規登録者については、前年度より若干増加。相談・支援件数については、前年度よりも増加した。コロナの感染状況を踏まえて職場訪問を行ったり、zoomでの会議を行うなど対応した。職場実習のあっせん件数としては、前年度とほぼ同数。「お仕事体験実習」と「就職見極め実習」があり、就職に繋がったケースもあり。就職件数は前年度よりも10件ほど減少した。原因としては前年度実習を通して就職した方が多かったこと、就職を希望されているが体調などが整っていない方が多かったことが考えられる。職場訪問による定着支援の件数としては、前年度より25件増加。コロナの流行状況を考慮して訪問時期を事業所と相談し、調整を行った。